

おおた 子どもの生活応援プラン

大田区子どもの貧困対策に関する計画

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

（素案）

令和3年11月

大田区

本計画掲載事業等は、現在令和4年度予算編成中のため
今後変更になる場合があります。

おおた 子どもの生活応援プラン素案

目次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	3
	(1) 国の動き	3
	(2) 区の動き	5
3	計画の位置づけ	7
4	計画の期間と対象	7
5	第1期計画期間の振り返り	8
	(1) 指標の達成状況	8
	(2) これまでの主な取組みと成果	10
第2章	子どもを取り巻く状況	15
1	子どもに関連する状況	15
	(1) 18歳未満の人口の推移	15
	(2) 出生数の推移	15
	(3) 18歳未満の外国人人口と割合の推移	16
	(4) 生活保護受給者数	16
	(5) 児童扶養手当受給世帯数	17
	(6) 就学援助認定者数・認定率	17
	(7) 児童相談所の虐待相談件数の推移	18
	(8) 子ども家庭支援センターの相談件数の推移	18
	(9) 障がい者・児手帳等の取得者数	19
	(10) 発達障がい者の状況（通所受給者証所持者の状況）	19
2	実態把握の方法	20
3	区における「生活困難層」の定義	21
	(1) 生活困難層の定義と割合	21
	(2) 生活困難層別の暮らし向き	22

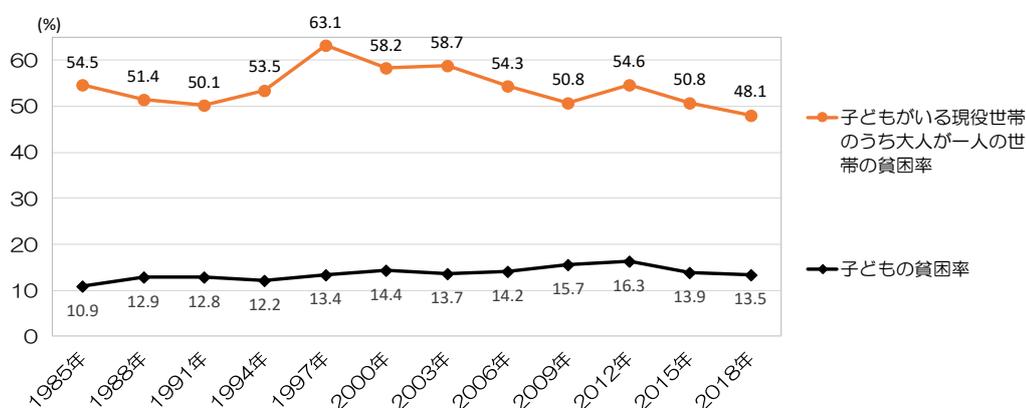
4	アンケート及びヒアリングからの分析.....	23
	(1) 経験・学力に関連する状況.....	23
	(2) 生活・健康に関連する状況.....	29
	(3) 居場所・包摂に関連する状況.....	36
	(4) 複合課題を抱える世帯に関する状況.....	44
	(5) ヤングケアラーに関連する状況.....	46
	(6) 外国につながる世帯に関する状況.....	49
	(7) 新型コロナウイルス感染症の影響.....	51
	(8) 小5子どもアンケートにおける自由記述.....	56
5	2章のまとめ.....	61
	(1) 実態調査のまとめ.....	61
	(2) 課題のまとめ.....	63
6	施策展開の方向性.....	64
第3章	施策展開.....	65
1	区のめざす姿.....	65
2	計画の基本的考え方.....	66
3	施策の柱.....	67
4	施策体系.....	68
5	おおた 子どもの生活応援プランの指標.....	70
6	柱1 経験・学力.....	72
7	柱2 生活・健康.....	80
8	柱3 居場所・包摂.....	88
第4章	計画の推進.....	105
1	計画の推進体制.....	105
2	計画の推進に向けたそれぞれの役割.....	106
3	計画の進捗管理.....	110

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の目的

厚生労働省の国民生活基礎調査¹によると、平成30年(2018年)時点の子どもの相対的貧困率²は13.5%で約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%で約半数が相対的貧困の状態にあると推計されています。

< 国民生活基礎調査の相対的貧困率の年次推移 >



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困対策を考えるに当たっては、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の違いを理解することが重要です。「絶対的貧困」とは、例えば、世界銀行の定義では1日の生活コストが1.9ドル未満³の最貧困層で、基本的な衣食住のニーズを満たすことが困難な状況にあることをさします。一方、日本をはじめとする先進国では「相対的貧困」の視点で貧困問題を捉えます。

「相対的貧困」とは、その国や地域の水準において大多数の世帯と比較して困窮した状態にあることをいい、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある（剥奪⁴がある）ことをさします。我が国においては、自尊感情を傷つけられることなく、その社会で通常手に入れられる物的資源が不足していたり、成長に必要な教育や文化的及び余暇的な経験の機会が限られている

¹ 令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）

² 子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を言います。

³ 世界銀行が平成27年10月に定義した国際的な貧困線の水準は1日の生活コストが1.9米ドルで、日本円にして約213円（令和3年9月末時点の為替レートで換算）です。

⁴ 「剥奪（deprivation）」とは、社会において人々が必要としているモノやサービス、関係性などが得られていない状況のことを意味します。例えば、「物質的剥奪（material deprivation）」とは、社会において最低限必要と考えられる物が得られていない状況をいいます（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（平成20年）より）。

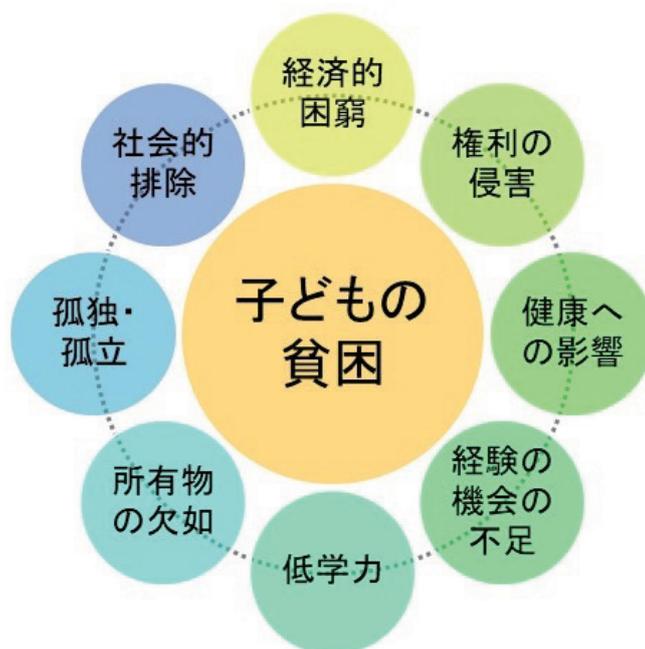
ないか、社会活動に参加することが可能で、社会関係性が持てているか（社会的排除となっていないか）といった視点で子どもの貧困を把握することが重要です。社会に物やサービスがあっても、これらにアクセスできる家庭環境、知識、健康状態、社会的な経験などが子どもになれば、子どもにとって良好な状況とはいえません。

相対的貧困の問題は、経済的な困窮とともに社会的排除のリスクや、子どもの権利が保障される環境が与えられているかといった点にも着目していく必要があります。また、子どもの身体的健康や精神的幸福度、学力や社会的スキルといった、多様な側面から子どもの幸福（well-being⁵）を捉え、着目することが重要です。

区は、このような相対的貧困の視点で子どもの貧困を捉え、子どもの貧困をめぐる現状を把握し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していきける環境を整備するとともに、地域共通の課題として子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として本計画を策定します。

行政や地域から見えにくい「相対的貧困」

その社会のほとんどの人が、当たり前のも、普通のこととしている生活ができない状態



⁵ ユニセフ・イノチェンティ研究所が令和2年に発表した報告書『レポートカード16－子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か（原題：Worlds of Influence: Understanding what shapes child well-being in rich countries)』では、先進国の子どもの幸福度（well-being）を身体的健康、精神的幸福度、スキルの3つの側面から分析しています。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

ア 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)を平成26年1月に施行しました。この法律に基づき、すべての子どもたちが夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざし、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行から5年が経過し、令和元年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第41号、以下「改正法」という。)が施行されました。改正法では、法律の目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。さらに、子どもの最善の利益が優先して考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が、その基本理念として明記されました。また、市区町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

イ 子供の貧困対策に関する大綱

改正法に基づく新たな大綱として、令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。新たな大綱では、策定の基本的な考え方として、「子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある」としています。さらに、子供の貧困対策に関する分野横断的な基本方針として、(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指すこと、(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築すること、(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進すること、(4) 地方公共団体による取組の充実を図ることを掲げています。

ウ 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しました。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めています。

この条約では、一般原則として、「生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)」、「子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)」、「子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)」、「差別の禁止(差別のないこと)」を掲げるとともに、大きく分けて、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

エ 社会福祉法の改正

地域福祉推進の新しい理念としての「地域共生社会⁶」を実現するため、社会福祉法が平成 29 年 6 月に改正されました。これは、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざすものです。

さらに、令和 2 年 6 月の同法改正において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。各支援機関による円滑な連携のもとでの支援や、要支援者との関係性の構築に向けたアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、狭間の個別ニーズに対応する参加支援事業、地域におけるケア・支え合う関係性を育む地域づくり事業の各事業が相互に重なり合いながら、地域全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくことが示されています。

オ 生活困窮者自立支援法の改正

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活に困窮し、社会保障制度と生活保護制度の狭間にある方への早期の対応と自立を支援する「第 2 のセーフティネット」として制度化されたものです。平成 30 年 10 月施行の法改正では、生活困窮に陥っている状況のひとつとして、「地域社会からの孤立」が定義され、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者支援に携わる関係機関と、地域ぐるみの支え合いや見守り、地域参加などの取組みとの連携による包括的な支援体制の強化を図るとしています。さらに、平成 31 年 4 月施行の法改正では、子どもの学習支援事業について、学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化されています。

カ 児童福祉法の改正

子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件が後を絶たないことや、児童虐待相談件数の増加等を受け、児童虐待への対応については、社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることから、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であること等、児童福祉法の理念が明確化されました。また、平成 29 年 6 月に同法が一部改正され、児童等の保護についての司法関与が強化されました。さらに、令和元年 6 月の法改正では、児童のしつけに際しての親権者による体罰禁止が法定化されるとともに、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の強化が図られました。

キ 児童虐待防止に関する対策

平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童相談所を中心にその対応がなされてきました。その後も増加する児童虐待に対し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、緊急的に対策を講じることとし、平成 30 年 7 月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。平成 31 年 2 月には、「緊急総合対策の更なる徹底・強化」が決定され、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所の抜本的な体制強化が図られています。

⁶ 地域共生社会とは：制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方です。

ク SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年（2015 年）9 月に開催された国連サミットにおいて採択された、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき国際目標です。経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、「誰一人取り残さない」を基本理念として、令和 12 年を期限とする 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

SDGs の採択後、国では令和 12 年に向けた取組みの指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs 達成に向けた取組みを推進することが期待されています。

区でも各種計画等の策定時に、計画に掲げる各施策や各事業等と SDGs の目標を紐付けるなど、SDGs について広く普及・啓発するとともに、目標達成に向けた様々な取組みを推進しています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、「目標 1 貧困をなくそう」、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」、「目標 4 質の高い教育をみんなに」、「目標 10 人や国の不平等をなくそう」、「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」と密接に関連しています。



（２）区の動き

ア 新おおた重点プログラムの策定

新型コロナウイルス感染症の拡大により区を取り巻く状況は一変し、区民生活や区内経済に多大なる影響が生じました。これを受け、喫緊の課題である感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、少子高齢化への対応や公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備なども見据えた施策展開に取り組む必要があることから、こうした重点的な課題への対策を着実に推進するための計画として、令和 3 年 3 月に「新おおた重点プログラム」を策定しました。

イ 大田区地域福祉計画の策定

社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。大田区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 31 年 3 月に策定しました。公的サービスを世代や分野にとらわれることなく、切れ目なく支援するための「複合課題に取り組む個別支援」と、互いに認め合う「地域力」を原動力とした「支援と共生の地域づくり」の 2 つを取組みの柱とし、大田区版の「地域共生社会の実現」をめざしています。

ウ 大田区子ども・若者計画の策定

子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく市町村子ども・若者計画として大田区の子どもの育成・支援施策に関する総合的な指針を示すため、令和 3 年 3 月に策定しました。子ども・若者を取り巻く社会情勢は急激に変化しており、いじめ、引きこもりの増加、子どもの貧困、若年無業者の増加等、課題は複雑・多様化し、各分野の垣根を超えた横断的連携による取組みが課題となっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人とのふれあいや体験的活動の減少等、新しい生活様式への移行とと

もに、コミュニケーションのあり方そのものについても大きな変革をもたらしています。こうした社会環境の変化と複雑・多様化する課題に的確に対応するため、「子ども・若者の健やかな成長と自立への支援」「支援を必要とする当事者及びその家族を含めた支援」「地域との連携に基づく支援に向けた環境整備」を基本目標とし、子ども・若者が持てる能力を活かし未来を切り拓いていくための体制を整備するとともに、子ども・若者の育成・支援に関する各施策を総合的かつ効果的に推進することをめざしています。

エ おおた健康プランの策定

これまで健康づくり施策を推進するために行ってきた取組みの評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、人生 100 年時代の到来も見据え、健康寿命の更なる延伸を図るため、平成 31 年 3 月から令和 5 年度までの 5 年間を計画期間とする「おおた健康プラン（第三次）」を策定しました。その後、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による区民の生活状況等の変化を受け、区は、プランの計画期間を令和 7 年度まで延長し、新型コロナウイルス感染症対策とプランが掲げる健康づくり施策の両立を図り、目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざしています。

また、「すべての子どもが健やかに育つ地域の実現」を基本理念に掲げる「大田区母子保健計画」を内包しており、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制を確立し、母子保健に関する施策を総合的かつ効果的に推進することをめざしています。

オ 大田区子ども・子育て支援計画の策定

令和 2 年 3 月に策定した「大田区子ども・子育て支援計画」は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」と子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画です。子どもの権利の尊重、保護者の責任、地域のあらゆる構成員による支援の 3 点を踏まえ、「すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします」を基本理念とし、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てに取り組むことをめざしています。

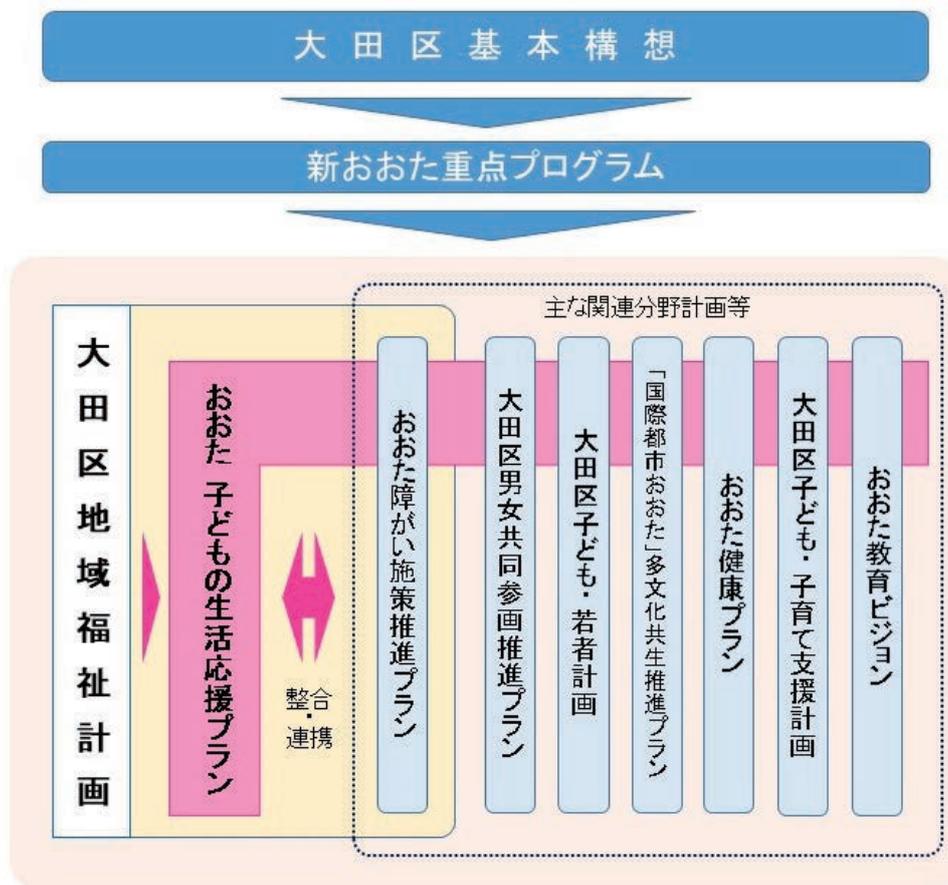
カ おおた教育ビジョンの策定

令和元年 6 月に策定した「おおた教育ビジョン」では、急速に変化し続ける未来社会を見据え、教育施策を推進する基本的な視点として、「社会の変化に主体的に対応し、未来を創る力を育成する」、「「知・徳・体」の調和のとれた成長を図り、豊かな人間性を涵養する」、「意欲にあふれ、個性と可能性を最大限に伸ばす学びの場を創出する」、「地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる」の 4 つの「ビジョン」を示しました。また、これらのビジョンを踏まえ、重点的に推進する施策を体系化するため、6 つの「プラン」をまとめ、具体的な事業展開への道筋を示し、大田区の未来を創る主体者となる子どもたち一人ひとりの成長を支える、質の高い教育の実現をめざしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策の強化、授業内容の創意工夫等に取り組むとともに、大田区教育 ICT 化推進計画を策定し、ハード・ソフト・人材の三位一体での ICT 環境の整備を進めることにより、子どもたちの学びを保障する取組みを実施しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である大田区基本構想、新おおた重点プログラムとの整合性を図り、さらに、大田区地域福祉計画及び関連部局で策定する各分野の個別計画との整合・連携を図ります。



4 計画の期間と対象

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

本計画の対象は、原則として妊娠・出産期から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭とします。

なお、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」という視点から、子どもの社会的自立までを支援するため、18歳を超えた青年期についても対象を狭めるものではありません。

	年度					
	令和3 (西暦2021) 年度	令和4 (西暦2022) 年度	令和5 (西暦2023) 年度	令和6 (西暦2024) 年度	令和7 (西暦2025) 年度	令和8 (西暦2026) 年度
第2期おおた 子どもの生活応援プラン	計画策定	第2期計画期間				

5 第1期計画期間の振り返り

区は、本計画の「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの柱に沿って、実効性の高い施策を展開し、子どもたちが自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざしてきました。

本計画を着実かつ効果的に推進するため、「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」で指標の達成状況や重点事業の進捗管理を行ってきました。

第1期計画期間の指標の達成状況及び主な取組みと成果は、次のとおりです。

(1) 指標の達成状況

柱1 経験・学力

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	3.83%	3.20%	4.10%	4.50%	4.32%
2	大田区学習効果測定の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を測る指標	63.5%	65.1%	64.5%	68.9%	67.0%
3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標	75.5%	76.1%	82.2%	81.7%	75.0% ※1
7	不登校の児童・生徒の出現率(小・中学生)		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の割合を把握する指標	小学生 0.44%	小学生 0.43%	小学生 0.55%	小学生 0.71%	※令和2年度の数値は未確定
				中学生 3.52%	中学生 3.95%	中学生 4.22%	中学生 5.34%	

※1 国調査が未実施のため、区独自調査の参考値

小中学校における「習熟度別少人数指導」、「補習授業」、「学習補助員の配置」などの支援施策や、学習支援事業に継続的に取り組んだことにより、基礎学力の定着や向上につながったことがうかがえます。

また、「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合は令和2年度を除き上昇しています。

中学生の学習支援事業を利用し高校に進学した子どものための学習支援(高校1年生のみ)・相談支援などを実施し、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退の予防に取り組んでおります。しかし、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率や、小・中学校の不登校の児童・生徒の出現率は、上昇傾向にあります。不登校児童・生徒に対しては、つばさ教室での相談支援を強化し、タブレット端末の活用や体験学習の充実などに取り組んでいます。また、不登校特例校分教室「みらい教室」では、在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行うほか、キャリア教育の実施などに取り組んでいます。複雑な課題を抱えるケースが増加傾向にあることも踏まえて、関係機関等との連携を強化し、児童・生徒一人ひとりに寄り添ったサポート体制を整えることがより一層必要になっています。

柱2 生活・健康

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4	ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの実業者数(率)及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14%	JOBOTA 就労支援者数 15名 就業者数 6名 正規雇用率 13%	JOBOTA 就労支援者数 15名 就業者数 7名 正規雇用率 43%	JOBOTA 就労支援者数 6名 就業者数 3名 正規雇用率 50%	JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14%
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合(上段)		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	68.6%	72.3%	78.7%	81.1%	91.2%
	すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率(下段)			98.4%	96.0%	92.4%	92.8%	97.7%
6	区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成長環境を示す指標	17.64%	16.32%	17.9%	14.94%	13.97%

リスクの高い家庭を早期発見するための予防的な取組みとして、「妊娠届出者に対する面接」や「すこやか赤ちゃん訪問事業」を令和2年度には対象者の9割以上に実施しました。また、乳幼児歯科健診や教育機関と連携した健康教育の成果もあり、むし歯がある子どもの割合が年々減少するなど、子どもたちが健康やかに成長するための生活習慣が定着していることがうかがえます。

妊産婦及び乳幼児の健康を含めた切れ目のない支援を実施していくことが求められていることを踏まえて、産後家事・育児援助事業(ぴよぴよサポート、にこにこサポート)を開始し、育児の不安に寄り添う支援を拡充しました。今後も子どもが健康やかに成長するよう、問題の早期発見に向けて訪問事業や相談支援をさらに充実させていきます。

ひとり親に対する就業支援事業を利用した人のうちの正規雇用率については、令和元年度までは上昇傾向となっていますが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度は14%となりました。支援を必要とする区民に対してより一層事業の周知を図るとともに、相談者の抱える多様な問題に対して包括的な支援を実施するため、関係機関との連携をさらに進め、相談者一人ひとりの自立に必要な支援を引続き行っていく必要があります。

柱3 居場所・包摂

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
8	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数※		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	—	団体・拠点数 72	—	—	団体・拠点数 96
9	「社会的包摂」の認知度※		本計画の大きなテーマのひとつである「社会的包摂」を普及させるための指標	—	—	—	—	44.9%

- ※ 指標8・9については、平成29年度及び令和2年度に実施した「おおた 子どもの生活応援に関する活動状況等調査」等において、指標の達成状況を把握していることから、当該年度のみ記載している。ただし、平成29年度調査では、指標9に関する設問を設定していなかったため、記載不可。
- ※ 指標8：平成29年度及び令和2年度に実施した「おおた 子どもの生活応援に関する活動状況等調査」において、「区内で子どもの生活応援に関する活動・取組みを実施・検討している」と回答した団体・拠点数に、子ども食堂連絡会参加団体、地域とつくる支援の輪プロジェクト定例会参加団体を加えた数。
- ※ 指標9：令和2年度に実施した「おおた 子どもの生活応援に関する活動状況等調査」において、区内で子ども生活応援に関する活動・取組みを実施・検討している団体のうち、「社会的包摂の意味を知っている」と回答した割合。

子どもの生活応援に資する事業を担う活動団体・拠点をみると、地域において多種多様な支援活動が展開されており、その数が増加しています。その一方で、子どもの生活応援に資する事業を担う活動団体が「社会的包摂」を認知している割合は、令和2年度現在で5割以下となっています。今後も、関係機関との連携や地域とのネットワークを通じて、食の支援や居場所の充実などに引続き取り組むとともに、区・地域活動団体等の連携を通じて支援の輪のネットワークをさらに拡げ、地域で温かく包み込むような支援を浸透させていくことが必要です。

(2) これまでの主な取組みと成果

柱1 経験・学力

ICT教育の推進、学習補助員や登校支援員の配置や、みらい教室の開設による不登校対策を行い、学力保障に取り組みました。また、経済的な理由により学びの機会が失われないよう、学びなおし支援や奨学金により、学習機会の確保を強化しています。

【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業】（平成30年度新規）

高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がよりよい条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成し、学びなおしを支援しています。

【高校等給付型奨学金】（令和2年度新規）

高等学校等へ進学を控える住民税非課税世帯の生徒に対し、入学準備費用として一人8万円を給付する制度を創設しました。

【給付型奨学金（大学等進学応援基金）】（令和3年度新規）

区内外の方からの寄付を原資とする給付型奨学金制度を創設しました。成績優秀で勉学への意欲がありながらも、大学等に進学するにあたり経済的支援が必要な世帯の生徒を対象に、入学準備費用として一人15万円を給付します。

【若者の学びなおし支援】（平成30年度新規）

さまざまな事情により高校進学をあきらめたり、中退した高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行っています。

【登校支援員の配置】（平成30年度新規）

不登校の予兆とされる登校しぶりの児童・生徒に対して顔見知りの学校の非常勤講師等が送迎や別室対応を行う登校支援員を希望する小・中学校に配置し、児童・生徒が長期欠席とならないよう、担任教諭と連携しながら、できる限り早期の学校復帰をめざし、きめ細かな支援を行いました。

【不登校特例校分教室「みらい教室」】（令和3年度新規）

令和3年4月に、不登校の中学生を対象とした「みらい教室」を、区立御園中学校の分教室として開設しました。在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行っています。社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力を身につけられるよう、少人数指導、体験活動を多く取り入れたキャリア教育の実施など、一人ひとりに寄り添った丁寧な教育活動を実施しています。

【学習補助員の配置】

学習指導講師（令和2年度からは学習補助員）が放課後及び土曜日に補習教室で指導（補助）を行い、算数・数学等の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図りました。平成29年度からは、中学校に理科を追加し、指導時間数を増やしました。また、大田区学習効果測定に基づき、小中学校それぞれに重点配置校、準重点配置校を指定し、効果的な事業展開を図りました。

【ICT教育の推進】

文部科学省が示す「GIGAスクール構想」の前倒しにより、令和3年2月までに区内全小学校児童に、令和3年5月に区内全中学校生徒を対象にタブレット端末を貸与し、全児童・生徒1人1台タブレット端末の環境を整備しました。

【日本語特別指導の充実】

外国にルーツを持つ世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不得手な子どもに対して、平成29年度までは、最大60時間の初期指導を行っていましたが、指導事項を完了できなかった児童・生徒の割合が約70%に上り、課題となっていました。そのため、平成30年度からは、最大80時間の初期指導を行い、指導事項の完了と、コミュニケーション能力や授業への適応力の向上を図りました。

柱2 生活・健康

離婚や養育費に関する総合相談、就労支援、生活相談、産婦の不安を軽減する各種事業、子育て相談などを実施しました。また、産後の不安を軽減する家事・育児援助サービスを新設し、子どもの健やかな成長に取り組みました。

【離婚と養育費にかかわる総合相談】（令和元年度新規）

平成28年度に実施したひとり親家庭の生活実態に関する調査において、「養育費を受け取っていない」割合が66.0%という結果であったことを踏まえ、令和元年度から「離婚と養育費にかかわる総合相談」を開始しました。弁護士による法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催し、家計や就労に関する自立支援、手当や各種減免制度など生活支援に関する相談にも対応できる体制としました。

【大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA】

経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計改善支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職などにより住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、相談者本人とともに問題の整理・解決に取り組みました。

【産後ケア事業】（平成30年度新規）

平成30年10月から産後ケア（訪問型）、令和元年7月から産後ケア（日帰り型）、令和2年7月から宿泊型を開始、令和3年2月から区内医療機関3か所で宿泊型（延泊）も開始しました。また、令和3年7月からグループケアを新たに開始しました。助産師による訪問や助産院での産後ケアを受けることで、産後の不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えました。

【産後家事・育児援助事業（ぴよぴよサポート）】（令和2年度新規）

令和2年10月から、心身ともに静養が必要な産婦の家事や育児の負担を軽減するために、出産した方で生後6か月までの乳児を育児中の方に、日常的な家事援助（清掃・洗濯・料理・買い物等）や、育児を補助するヘルパーを派遣する事業を開始しました。令和3年2月には対象者を保育サービスを利用していない3歳未満の乳幼児を育児中の方に拡充し、取組みを強化しました。

【産後家事・育児援助事業（にこにこサポート）】（令和3年度新規）

令和3年7月から、産後間もない産婦の心身の不調や育児に対する不安に寄り添いながら、家事や育児のサポートを行う産後ドゥーラを派遣する事業を開始しました。

【子育てひろば】（平成30年度新規）

保育園の一区画を活用し、専任の保育士が在宅子育て世帯を対象に、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行うことで、子育ての負担感の緩和や児童と家庭の福祉向上を図るため、平成30年11月に、子育てひろば羽田・子育てひろば仲六郷（区立保育園併設）を開設しました。

【学童保育・放課後ひろば（学童保育事業）】

共働き世帯の増加等による学童需要の高まりに対し、児童館及び放課後ひろばにおいて、学童保育定員数を拡充することで保護者の学童保育ニーズに応えました。増加する学童需要に対し、小学校の改築等に

合わせ、放課後ひろばを中心に定員の拡充を図りました。

【子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）】（令和2年度新規）

健康政策部（保健所）とこども家庭部が相互に連携し、既存の組織・機能を最大限に活用して、令和2年4月から子育て世代包括支援センターを機能設置しました。妊婦、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療、福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施しています。

柱3 居場所・包摂

児童館や中高生ひろば等における安全・安心な居場所の確保を図るとともに、子ども・若者への相談支援体制の整備等の検討を進めています。また、子どもと地域をつなぐ応援事業を新たに実施し、支援が必要な子どもや家庭が身近な相談窓口や地域の支援者とつながりを持つ機会を増やすことで、子育て世帯の孤立化を防止し、地域における見守りの強化を図りました。

あわせて、地域とつくる支援の輪プロジェクトやこども食堂推進事業などを通じて、行政と地域が連携し、子どもや保護者の居場所の確保に取り組むとともに、地域全体で包み込むような支援体制づくりを推進しました。

【子ども生活応援臨時窓口】（平成30年度新規）

子育て世帯の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による出張型の臨時相談窓口を設置しました。

【地域とつくる支援の輪プロジェクト】（平成30年度新規）

行政だけでなく地域で活動する多様な分野の関係者が横断的に連携・協力し、活動団体ネットワークの確立を推進するため、毎月1回の頻度で子どもの貧困対策に取り組む地域活動団体との意見交換の場を設け、団体への支援や団体間の連携を進めるとともに、子どもの思いを把握するための「こども1000人アンケート」を実施しました。

【大田区子ども生活応援基金】（令和元年度新規）

地域ぐるみで子どもの生活応援に取り組む活動を広め、豊かな地域コミュニティの醸成を推進するため、大田区子ども生活応援基金を創設しました。

【こども食堂推進事業】（令和元年度新規）

東京都の子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用し、子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されているこども食堂の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助しました。令和2年度及び3年度は、こども食堂の開催に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う配食・宅食を行ったこども食堂等に対しても支援を行いました。

【子どもと地域をつなぐ応援事業】（令和2年度新規）

孤立化しがちな子育て世帯に、区の相談窓口や支援制度、地域活動団体のイベント情報等を直接届ける「子どもと地域をつなぐ応援事業」を開始しました。支援を必要とする子育て世帯が、身近な相談窓口や地域の支援者と日常的につながる機会を増やすことで、地域における見守り強化及び子育て世帯の孤立化防止を図りました。

【子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備】（令和3年度新規）

困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を超えた対応を一体的に行うため、庁内検討委員会を設置し、各分野における関係機関等との連携を進め、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援ネットワーク体制及び相談体制の整備等に向けて実務的な検討を行いました。

【中高生の居場所の整備】

中高生世代の交流・活動・相談支援を通して中高生の健全育成を実施する中高生ひろばのほか、児童館で行っている中学生タイム等、中高生の交流活動支援を実施しました。

中高生ひろば羽田では、中高生世代間の交流・活動・相談支援をより高め、自主的なイベントの開催を促すとともに、進学・就職等に向けたキャリア支援を強化しました。

【放課後ひろばの拡充（放課後子ども教室）】

区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。平成29年度からの4年間で23施設を新たに開設しました。

【スクールカウンセラーの配置】

いじめ・不登校の未然防止や解決を図るため、区立中学校は全校に3人のスクールカウンセラーを配置し、区立小学校は29校に2人、31校に1人のスクールカウンセラーを配置しました。

小学校5年生と中学校1年生には全員面接を行い、その他の学年の子どもたちや保護者からの相談も含め、悩みが大きくなるうちに問題を発見し、早期に解決できるように教員等と連携して対応しました。

【スクールソーシャルワーカーの派遣】

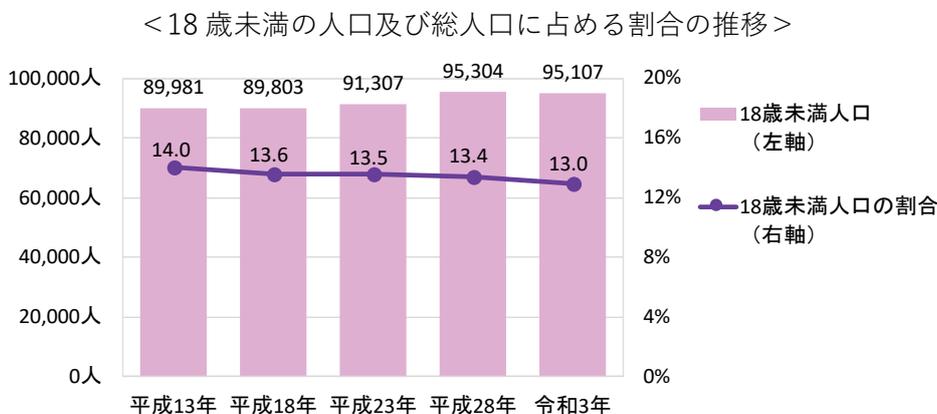
令和2年度にはスクールソーシャルワーカーを8人に増員し、経済的困窮や保護者の疾病等による家庭環境の問題を抱える児童・生徒に関する相談に対応しました。また、複数の課題があったり、学校との関係が難しい事例では、児童相談所、子ども家庭支援センター、福祉事務所等の関係機関と連携して支援にあたりました。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 子どもに関連する状況

(1) 18歳未満の人口の推移

本区の18歳未満の人口は、平成13年の89,981人から平成28年には95,304人に増加しましたが、令和3年には減少に転じ95,107人となっています。区の総人口に占める割合は、平成13年の14.0%から、令和3年には13.0%と1ポイント低下しました。

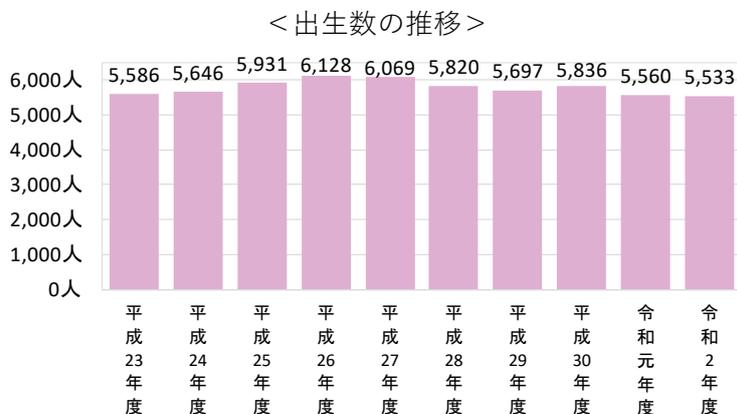


出所：住民基本台帳に基づく人口（各年1月1日現在）

※ 「住民基本台帳の一部を改正する法律」（平成24年7月）の施行により、平成28年と令和3年は外国人を含む

(2) 出生数の推移

本区の出生数は、平成23年度の5,586人から平成26年度の6,128人まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じ、令和2年度の出生数は5,533人となりました。平成26年度から令和2年度までの6年間で約10%減少しました。



出所：住民基本台帳に基づく出生数（各年4月1日時点の人口を基に算出⁷）

※ 「住民基本台帳の一部を改正する法律」（平成24年7月）の施行により、平成24年度以降は外国人を含む

⁷ 平成28年度までは、1月1日時点の人口を基に算出

(3) 18歳未満の外国人人口と割合の推移

本区における18歳未満の外国人人口は、平成25年の1,833人から、令和3年には2,491人と約1.4倍に増加しました。また、18歳未満人口に占める外国人の割合も、平成25年の2.0%から、令和3年には2.6%に上昇しています。

<本区の18歳未満の外国人人口と18歳未満人口に占める割合>



出所：住民基本台帳に基づく人口（各年1月1日現在）

(4) 生活保護受給者数

区の生活保護受給世帯に属する18歳未満の子どもの数に着目すると、令和2年度は938人で、18歳未満人口に占める割合は約1%となっており、令和24年度からは減少傾向にあります。

<18歳未満の生活保護受給者数及び割合の推移>

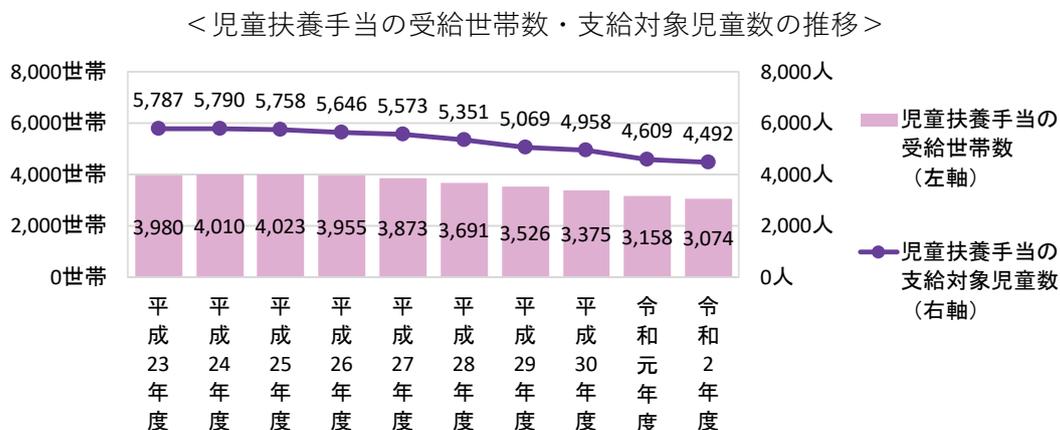


出所：「18歳未満の生活保護受給者」は大田区調べ、「18歳未満人口に占める割合」は受給者数を住民基本台帳に基づく人口（18歳未満）で除して算出。

※ 保護停止中を除く。18歳未満の生活保護受給者は各年度末現在。18歳未満人口は各年度1月1日現在

(5) 児童扶養手当受給世帯数

主にひとり親家庭が受給対象である児童扶養手当⁸の受給世帯数は、平成23年度の3,980世帯から令和2年度には3,074世帯に減少しました。また、児童扶養手当の支給対象児童数は令和2年度で4,492人となっています。

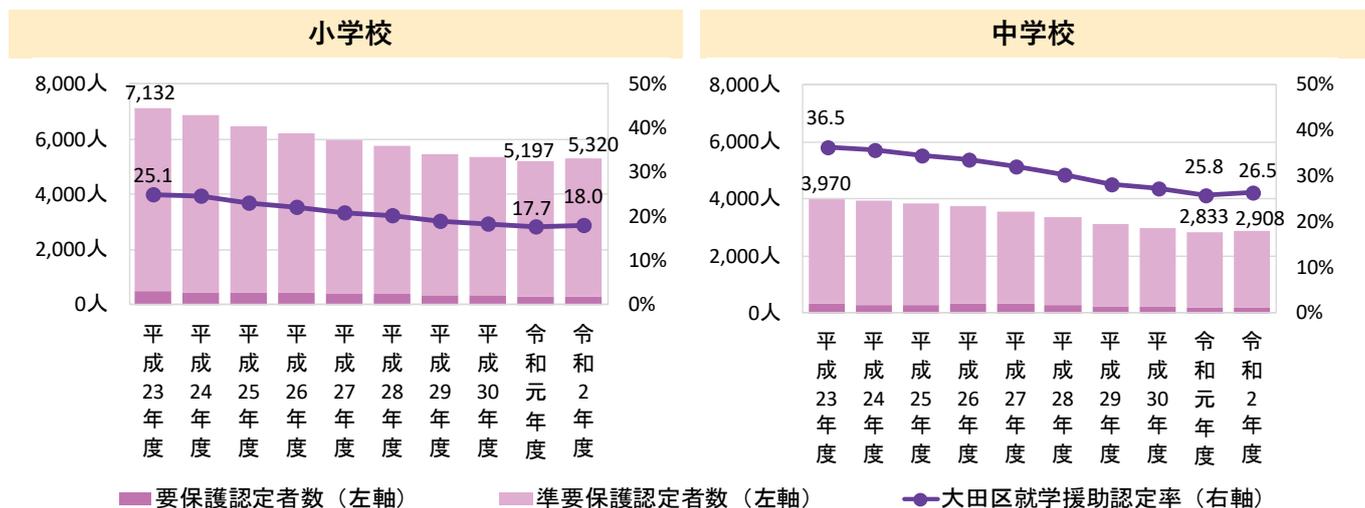


出所：東京都「福祉・衛生統計年報」（児童扶養手当の受給世帯数）、大田区調べ（児童扶養手当の支給対象児童数）

(6) 就学援助認定者数・認定率

就学援助⁹について、小学校での認定者数は令和2年度時点で5,320人、認定率（区立小学校の児童数に占める割合）は18.0%となっており、平成23年度と比較すると、7.1ポイント低下しました。中学校での認定者数は令和2年度時点で2,908人、認定率（区立中学校の生徒数に占める割合）は26.5%となっており、平成23年度と比較すると、10ポイント低下しました。

＜就学援助認定者数・認定率の推移＞



出所：大田区調べ

※ 認定者数は各年度3月末現在。認定率算出の際の児童数・生徒数は各年度5月1日現在。認定者数には区外校を含むが、児童数・生徒数は区内校のみで算出。

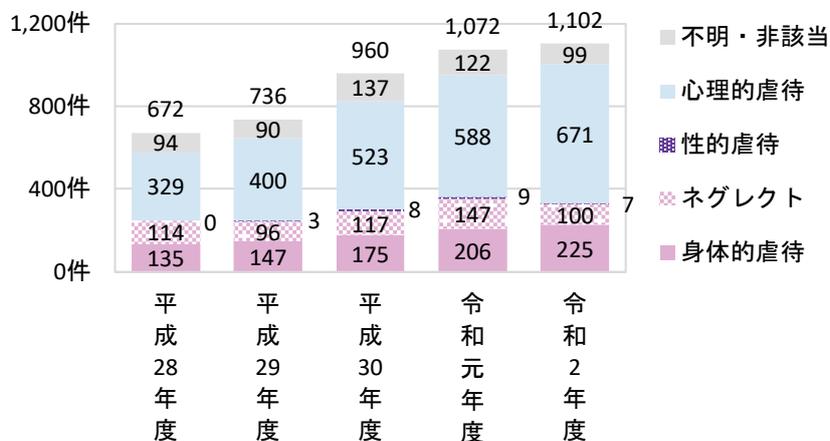
⁸ 児童扶養手当はひとり親家庭等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与するための制度です。所得制限があり、所得により一部支給になります。

⁹ 就学援助は経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給する制度です。生活保護を受けている世帯の場合には「要保護」、その他の世帯の場合には「準要保護」として認定されます。

(7) 児童相談所の虐待相談件数の推移

児童相談所における大田区内からの虐待相談件数は、平成 28 年度の 672 件から、令和 2 年度には 1,102 件となり、約 1.6 倍に増加しました。

< 児童相談所の虐待相談件数の推移 >



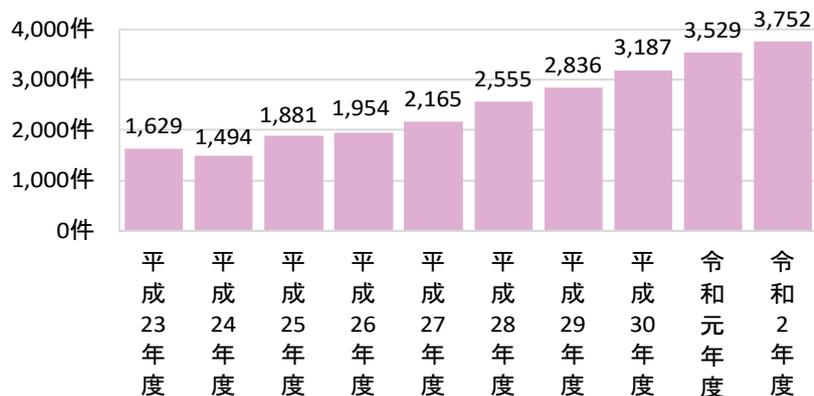
出所：大田区調べ

※ 児童相談所の虐待相談件数は、品川児童相談所の虐待相談件数のうち、大田区内からの虐待相談件数

(8) 子ども家庭支援センターの相談件数の推移

子ども家庭支援センターでは、虐待対応のほか、一般的な子育て相談をはじめとした、子どもに関するさまざまな相談に応じています。相談件数は、平成 23 年度は 1,629 件でしたが、令和 2 年度には 3,752 件となり、9 年間で約 2.3 倍に増加しました。

< 子ども家庭支援センターの相談件数の推移 >



出所：大田区調べ

(9) 障がい者・児手帳等の取得者数

令和2年度における本区の18歳未満の愛の手帳(知的障がい者に交付される)の所持者数は1,072人、18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は383人となっています。なお、18歳未満を含む精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和2年度で5,542人となっています。

< 障害者手帳の所持者数の推移 >



出所：大田区調べ(各年度末時点)

(10) 発達障がい者の状況(通所受給者証所持者の状況)

障害児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービスなど)の利用に際して交付される通所受給者証の所持者の状況は、令和2年度で1,544人と、平成25年度と比べて約3.7倍に増加しています。

障害者手帳がなく、障害児通所支援を利用している方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると考えられ、その人数は令和元年度で通所受給者証所持者数の半数以上である726人となっています。

< 障害児通所支援の通所受給者証所持者数の推移 >



出所：大田区調べ(各年度末時点)

※平成29、30年度、令和2年度については、障害者手帳の有無別の人数を把握できなかったため、総数のみを記載

※発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によるのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

2 実態把握の方法

区における子どもや家庭の置かれた状況を把握し、今後必要な方策などの検討を行うため、次のアンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。

子どもの生活実態調査（保護者票）（以降、「小5保護者アンケート」と表記）

実施時期	令和2年9月16日～10月16日
調査対象	区立小学校の小学5年生の保護者（児童1名につき1票 4,853人）
調査項目	家庭の経済・就労・生活・子育て等の状況、公的支援の利用状況、新型コロナウイルスの流行による影響 など
回答数（回答率）	実回答数・回答率 4,203件（86.6%）、有効回答数・回答率 4,095件（84.4%）

子どもの生活実態調査（子ども票）¹⁰（以降、「小5子どもアンケート」と表記）

実施時期	令和2年9月16日～10月16日
調査対象	区立小学校の小学5年生（4,853名）
調査項目	学習の状況や放課後の過ごし方など生活の様子、健康状態、新型コロナウイルスの流行による影響 など
回答数（回答率）	実回答数・回答率 4,197件（86.5%）、有効回答数・回答率 4,176件（86.0%）

ひとり親家庭の生活実態に関する調査（以降、「ひとり親家庭アンケート」と表記）

実施時期	令和2年9月4日～9月25日
調査対象	令和2年度の児童育成手当受給世帯のうち、無作為に抽出した2,000世帯
調査項目	家庭の経済・就労・生活状況、子どもや子育ての状況、公的支援の利用状況、支援ニーズ、新型コロナウイルスの流行による影響 など
回答数（回答率）	実回答数・回答率 877件（43.9%）、有効回答数・回答率 843件（42.2%）

おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査（以降、「活動状況等調査」と表記）

実施時期	令和2年9月18日～10月9日
調査対象	大田区区民活動情報サイト登録団体（自治会・町会除く） 大田区社会福祉法人協議会参加法人
調査項目	活動団体の基本情報、計画に関連する団体の活動状況、活動の検討状況、子ども・家庭に必要な支援等に関する意見 など
回答数	実回答数 111件、有効回答数 106件

ヒアリング調査

実施時期	令和3年4月～8月
調査対象	生活保護ケースワーカー、障がい・発達障がいの支援機関、保健師、子ども家庭支援センター、児童館、保育園、小学校、中学校、教育センター、児童相談所、高等学校、生活支援相談窓口、社会福祉協議会、母子生活支援施設、児童養護施設、日本語教室、フードバンク、子ども食堂連絡会 ¹¹ 、学習支援団体 計21の機関・団体
調査項目	生活困難を含む複合課題を抱える子どもや家庭の様子、支援のあり方、子どもの生活応援に関する事業について、新型コロナウイルス感染症による影響 など

¹⁰ 子どもの生活実態調査（子ども票）は、小学5年生を対象に実施しました。小学5年生は、調査項目の内容を理解し、また、自分のことを考えて回答できる力がついているものと考え、自身でアンケートに回答してもらいました。

¹¹ 子ども食堂連絡会：地域で子ども食堂を運営している人たちが交流し、子ども食堂の輪を広げるための連絡会です。令和3年10月現在、29団体の子ども食堂が参加しています。

3 区における「生活困難層」の定義

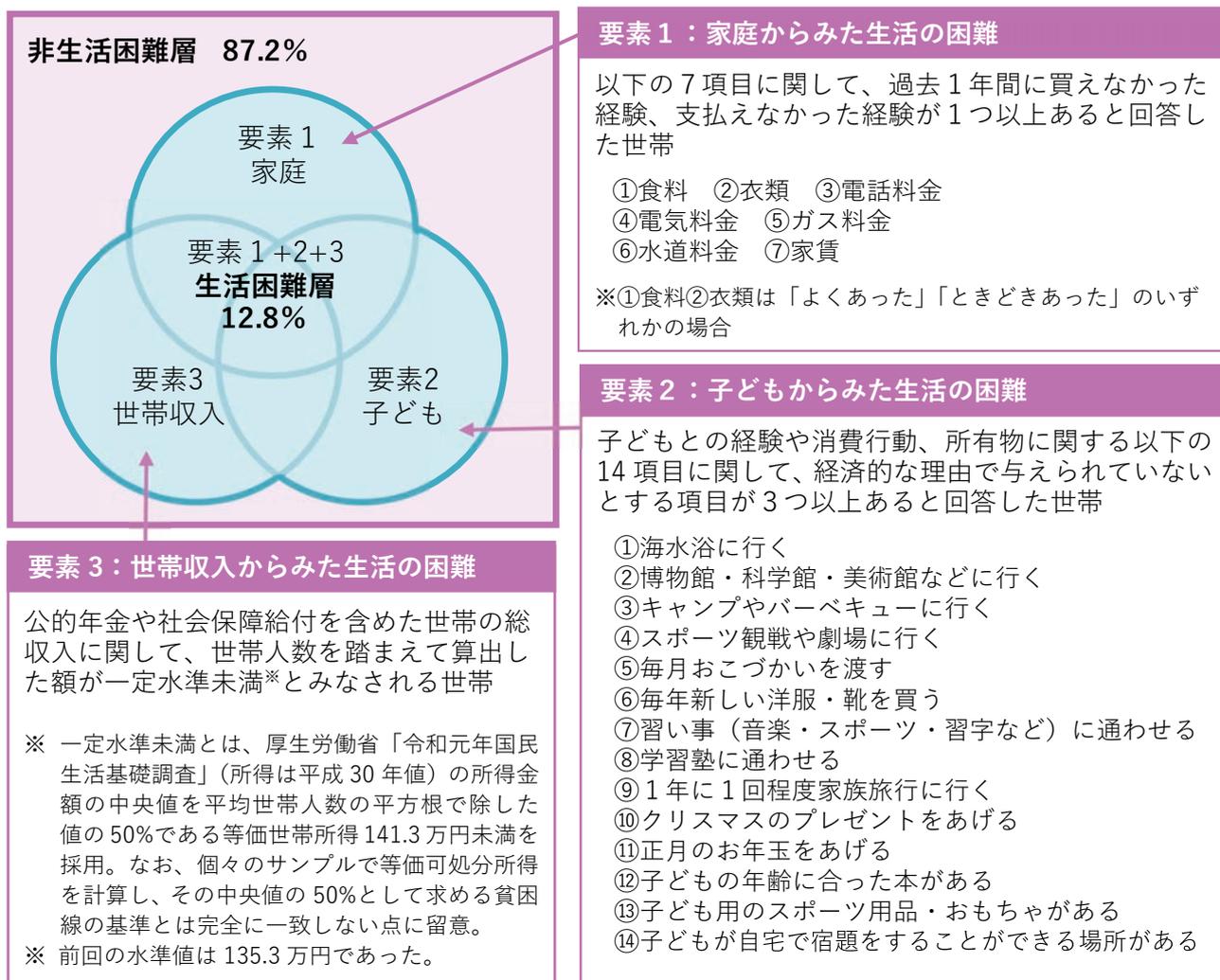
(1) 生活困難層の定義と割合

子どもが貧困状況に置かれているかについては、第1章1計画策定の目的で示したとおり、世帯収入の状況のほか、必要な物やサービスを得ることや、子どもの体験の機会が限られている状況（相対的貧困）から把握する視点で捉える必要があります。

区では、特に「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じている状況や、経済的な理由で子どもに関する消費や外出・体験などの機会が限られている状況などから、生活困難層を定義し、区の子どもの貧困の実態を捉えることとしました。

小5保護者アンケートの結果を基に、「家庭」「子ども」「世帯収入」の3つの要素に着目し、これらのうち、いずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」と分類しました。なお、「生活困難層」の定義は、平成28年度に実施した子どもの生活実態調査（以下、前回調査）と基本的に同一の基準を採用しています。

< 「生活困難層」の定義のイメージ図 >



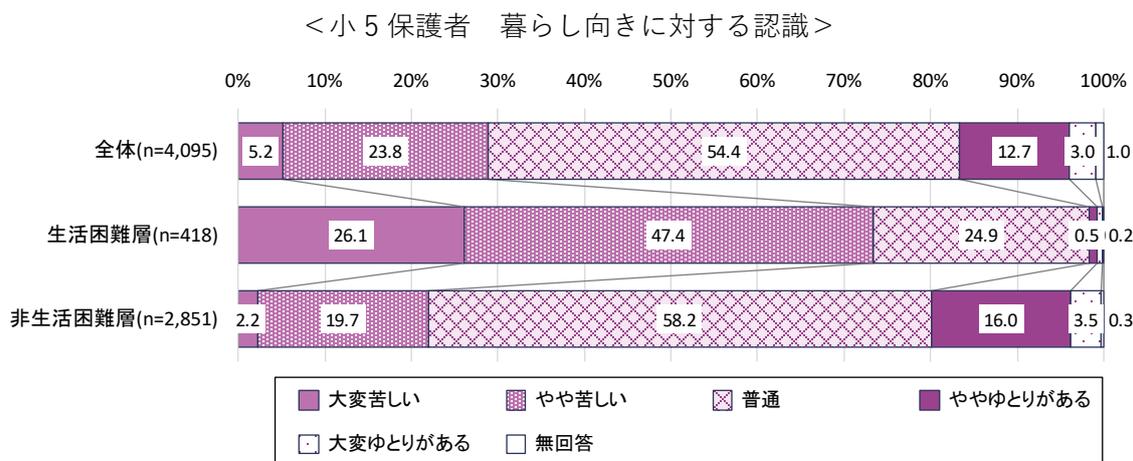
小5保護者アンケートの集計の結果、12.8%が「生活困難層」に該当しました。前回調査の21.0%と比較すると8.2ポイント低下しています。

「生活困難層」の要素別にみると、要素1の家庭からみた生活の困難に該当した割合は5.9%で、前回調査の11.0%と比較すると5.1ポイント低下しました。要素2の子どもからみた生活の困難に該当した割合は7.6%で、前回調査の10.3%と比較すると2.7ポイント低下しました。要素3の世帯収入からみた生活の困難に該当した割合は4.8%で、前回調査の9.3%と比較すると4.5ポイント低下しました。なお、要素3の世帯収入の基準は、調査年の1年前である令和元年（2019年1月～12月）の収入に基づいている点に留意が必要です。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での調査ではありましたが、生活困難層の重要な要素の一つである年間の世帯収入については、新型コロナウイルス感染症による影響が反映されていません。このため、調査においては、新型コロナウイルス感染症の影響について問う調査項目を別途設定し、子育て世帯や子どもに対する影響についても調査し、本章4（7）で課題として分析しました。

（2）生活困難層別の暮らし向き

「生活困難層」について、現在の暮らしの状況に関する認識の回答に着目しました。その結果、小学5年生の保護者全体では、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は29.0%、「生活困難層」においては73.5%となっています。なお、「大変苦しい」と回答した小学5年生の保護者の割合を前回調査と比較すると、約5ポイント低下しました。



4 アンケート及びヒアリングからの分析

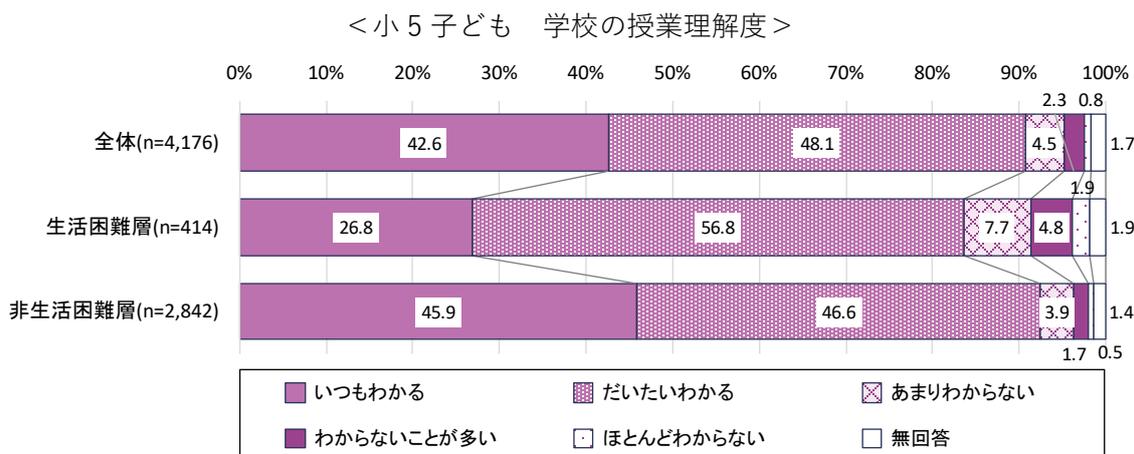
本節では、実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果を、計画の3つの柱である、柱1「経験・学力」、柱2「生活・健康」、柱3「居場所・包摂」の観点に分けて分析しました。また、区の子どもや家庭の状況を多面的な視点から把握するため、計画の3つの柱に加えて、「複合課題を抱える世帯に関する状況」「ヤングケアラーに関連する状況」「外国につながる世帯に関する状況」「新型コロナウイルス感染症の影響」について追加的に分析しました。

(1) 経験・学力に関連する状況

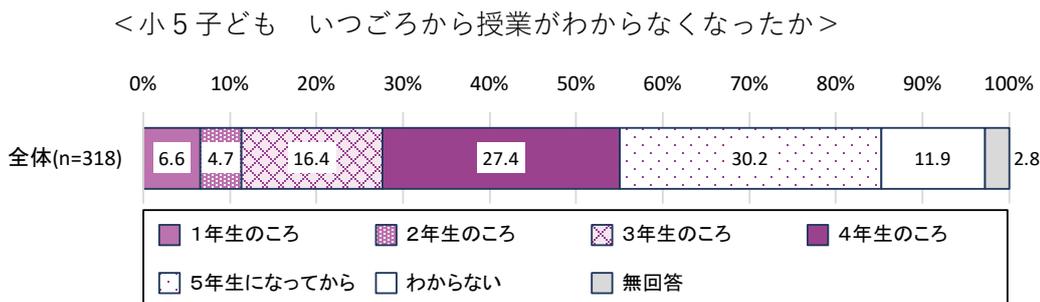
家庭の生活困難の状況が、子どもの経験や学力にどのように関連しているのかという視点から分析を行いました。状況把握に当たっては、主に、生活困難層と非生活困難層の比較を行い、授業理解度の状況が与える影響について掘り下げた分析を行いました。

① 学校の授業理解度と授業がわからなくなった時期

小学5年生の子どもについて、学校の授業が「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した割合は全体では90.7%、「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した割合は全体では7.6%となっています。生活困難層のうち、授業理解度が低い割合は14.4%でした。



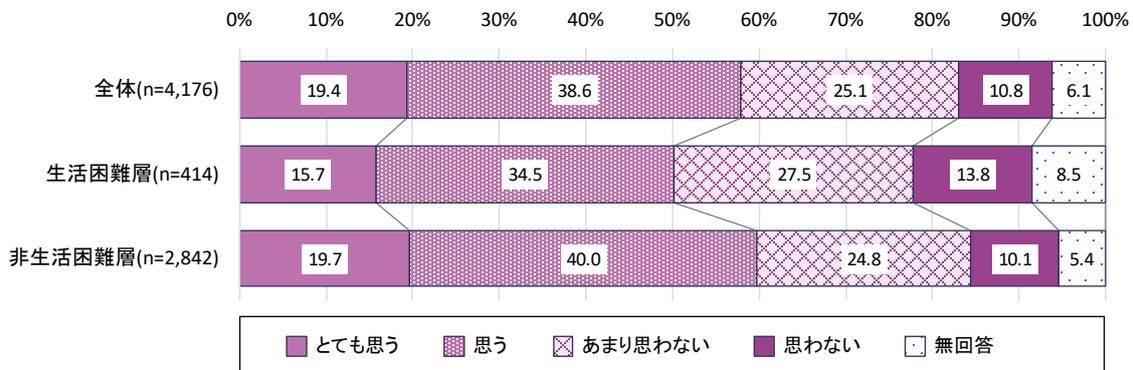
学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した人に、わからなくなった時期を尋ねたところ、全体では、「5年生になってから」が30.2%、「4年生のころ」が27.4%、「3年生のころ」が16.4%となっていました。



② 子どもの自己肯定感

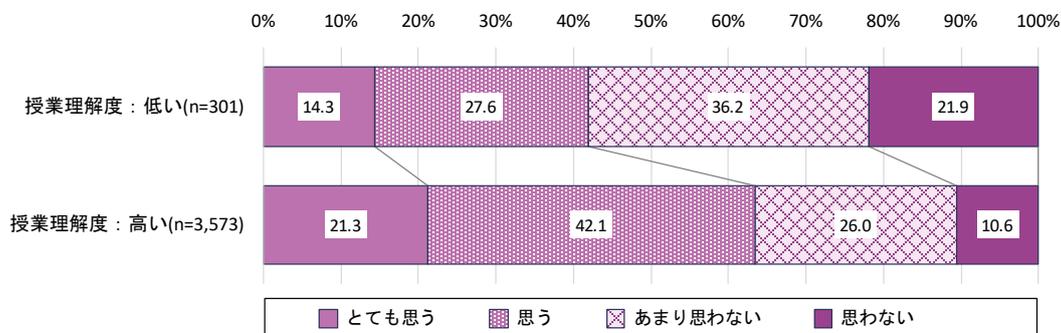
小学5年生の子どもに、「自分は価値のある人間だと思う」と思うかを尋ねたところ、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた回答割合は、全体では35.9%、生活困難層では41.3%となっています。

<小5子ども 子どもの自己肯定感（自分は価値のある人間だと思う）>

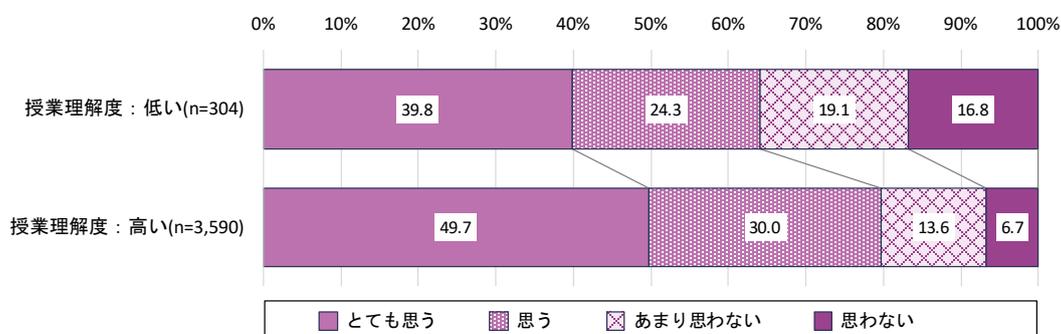


学校の授業が「いつもわかる」「だいたいわかる」の2つの選択肢のいずれかを選択した層を「授業理解度：高い」、「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の3つの選択肢のいずれかを選択した層を「授業理解度：低い」として分析をしたところ、学校の授業がわからないと回答した「授業理解度：低い」の層（授業理解度:低い）は、自分は価値のある人間だと「あまり思わない」、「思わない」と回答した割合が、58.1%、自分の将来が楽しみだと「あまり思わない」、「思わない」と回答した割合が35.9%でした。学校の授業がわからないと回答した子ども（授業理解度:低い）は、相対的に自己肯定感が低い傾向にあります。

<小5子ども 授業理解度別 子どもの自己肯定感（自分は価値のある人間だと思う）>



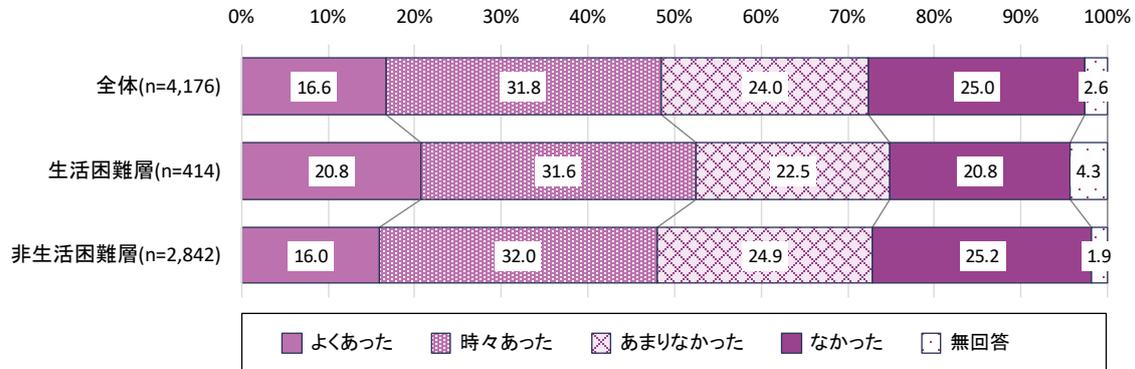
<小5子ども 授業理解度別 子どもの自己肯定感（自分の将来が楽しみだ）>



③ 子どもの不登校傾向（学校に行きたくないと思ったこと）

小学5年生の子どもに、これまでに「学校に行きたくないと思った」ことがあるかを尋ねたところ、「よくあった」「時々あった」と回答した割合は全体で48.4%となっています。前回調査と比較すると、「よくあった」と「時々あった」を合わせた回答割合は全体で約7ポイント上昇しました。

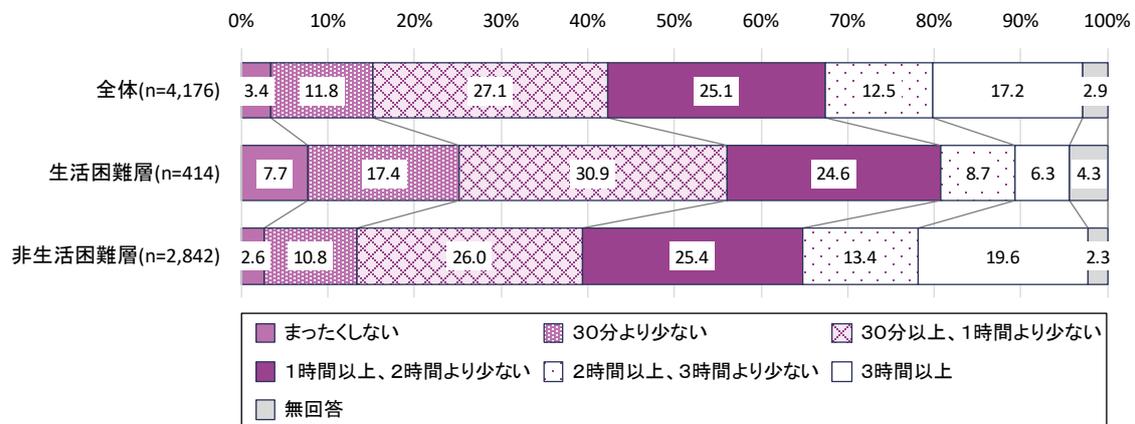
<小5子ども 学校に行きたくないと思ったこと>



④ 平日の学習時間

学校の授業理解度に影響する要因として学習時間に着目しました。平日の学校外での学習時間について、「まったくしない」と「30分より少ない」を合わせた回答割合は、全体では15.2%、生活困難層では25.1%で、生活困難層の子どもの学習時間は全体と比較して短い傾向にあります。

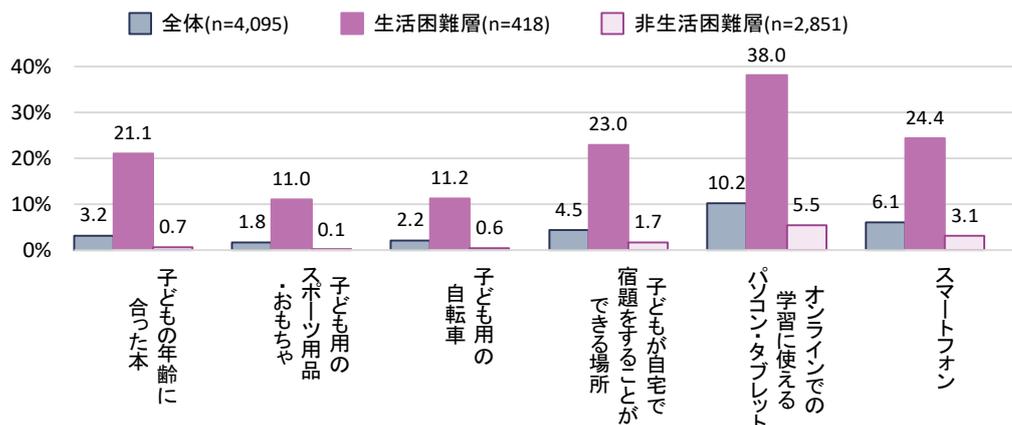
<小5子ども 平日の学習時間（学校外）>



⑤ 子どもの学習環境

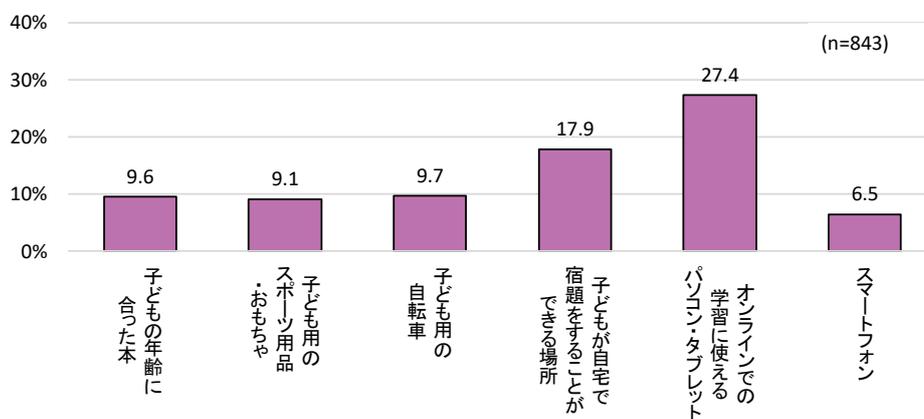
家庭の経済的な要因で、子どもの学習や経験に関する環境に差異が生じていることがアンケート調査から確認されました。小学5年生調査の生活困難層では、「オンラインでの学習に使えるパソコン・タブレット」は38.0%、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」は23.0%、「子どもの年齢にあった本」は21.1%が経済的理由のために世帯にないと回答しています。

<小5保護者 経済的理由のために世帯にないもの>



また、ひとり親家庭アンケートでは、「オンラインでの学習に使えるパソコン・タブレット」は27.4%、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」は17.9%、「子どもの年齢にあった本」は9.6%が経済的理由のために世帯にないと回答しています。

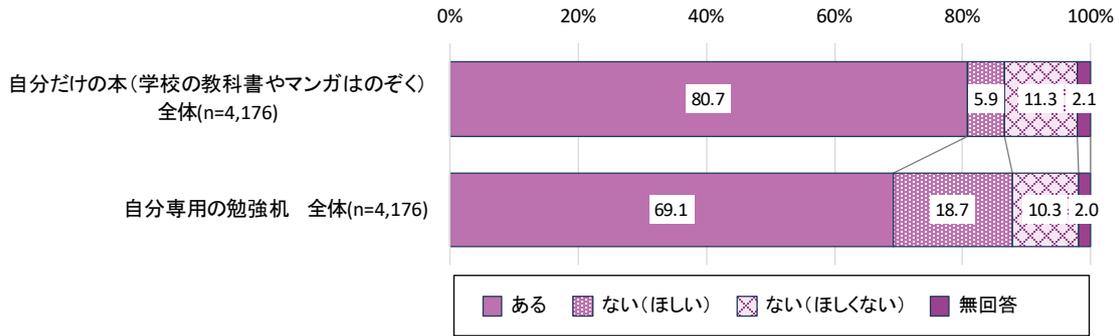
<ひとり親家庭 経済的理由のために世帯にないもの>



⑥ 自分で使うことができるもの・ほしいもの

自分が使うことができるものについて、「自分だけの本（学校の教科書やマンガはのぞく）」が「ない」（「ない（ほしい）」または「ない（ほしくない）」）と回答した子どもは17.2%、「自分専用の勉強机」が「ない」と回答した子どもは29.0%となっています。前回調査と比較すると、「自分だけの本（学校の教科書やマンガはのぞく）」、「自分専用の勉強机」とともに、「ない」と回答した子どもの割合が高くなっていました。

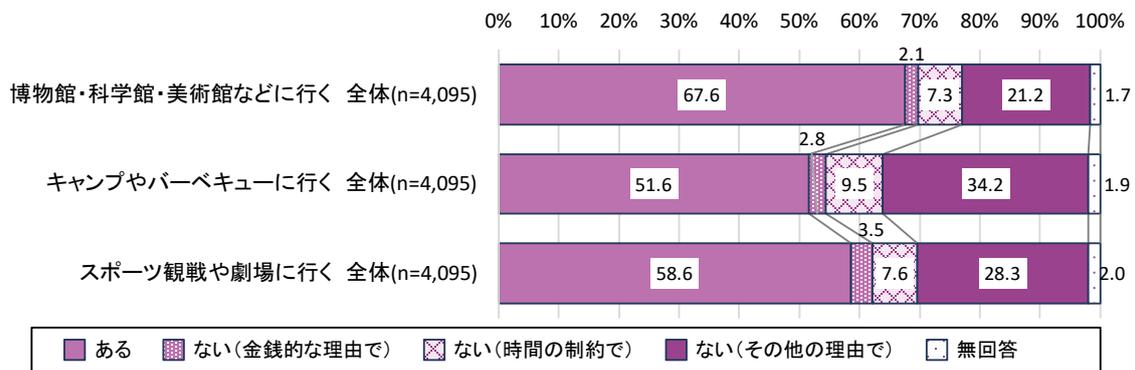
<小5子ども 自分で使うことができるもの・ほしいもの>



⑦ 子どもの体験の状況

家庭で子どもと体験する機会が「ない(金銭的な理由で)」と回答した割合は、「博物館・科学館・美術館などに行く」かについては2.1%、「キャンプやバーベキューに行く」かについては2.8%、「スポーツ観戦や劇場に行く」かについては3.5%となっています。前回調査と比較すると、「ない(金銭的な理由で)」と回答した割合がやや低くなった一方、「ない(その他の理由で)」と回答した割合は高くなっていました。

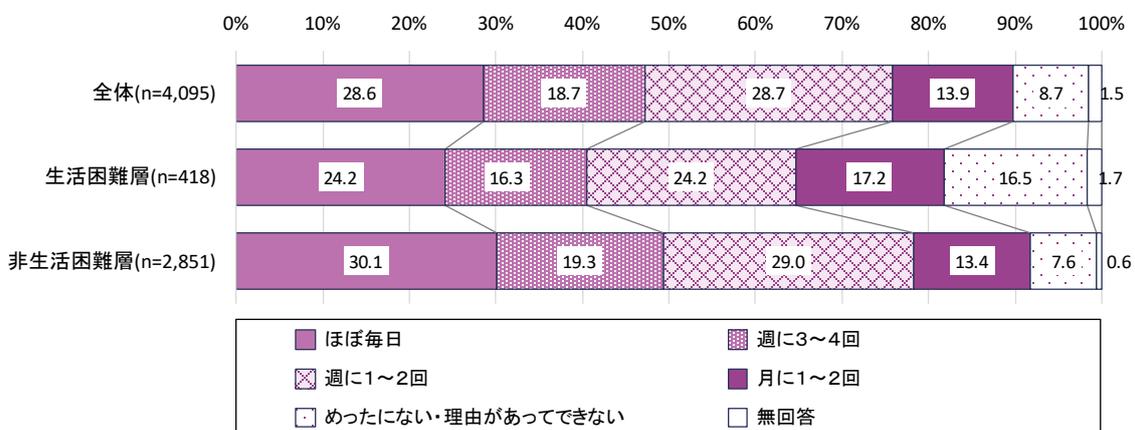
<小5保護者 子どもの体験の状況>



⑧ 子どもの勉強をみること

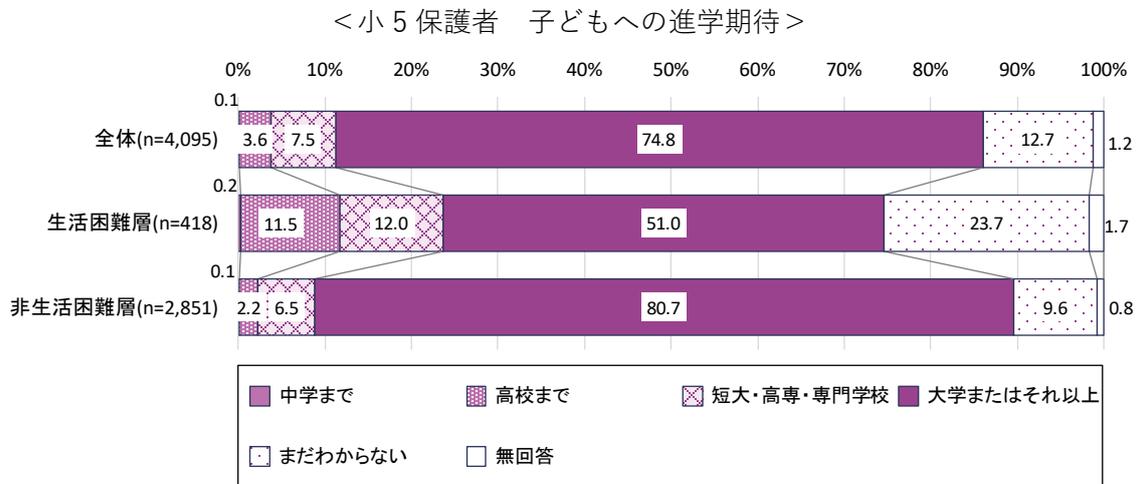
小学5年生の保護者が、家庭で子どもの勉強をみることが「めったにない・理由があってできない」と回答した割合は、全体では8.7%、生活困難層では16.5%となっており、生活困難層の保護者は相対的に子どもの家庭学習をみることが少ない傾向にあることがうかがえます。

<小5保護者 お子さんの勉強をみること>



⑨ 子どもへの進学期待

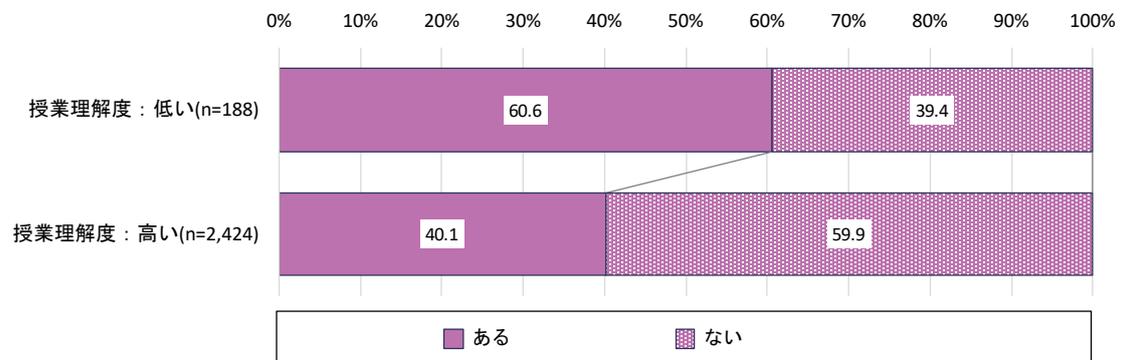
小学5年生の保護者が、お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいか尋ねた設問に、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、全体では74.8%、生活困難層では51.0%となっており子どもへの進学期待に差異がみられます。



⑩ 授業理解度別・保護者の学校で実施している補講に関する利用意向

小学5年生の保護者に、「学校が実施している補講（学習支援）」について、今後利用することに興味があるかを尋ねたところ、興味があると回答した割合は、授業理解度が低い層では60.6%となっており、授業理解度が高い層の40.1%と比べて高くなっています。

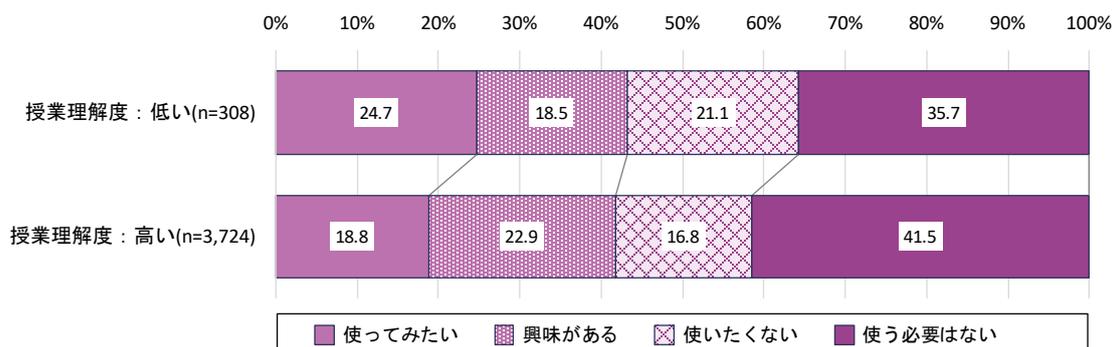
＜小5保護者 授業理解度別 「学校が実施している補講（学習支援）」の利用に関する興味の有無＞



⑪ 授業理解度別・勉強を無料でみてくれる場所へのニーズ

「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所」があれば使ってみたいかを、小学5年生の子ども本人に尋ねた設問に対して、「使ってみたい」の回答割合は、授業理解度が低い層では24.7%となっており、授業理解度が高い層の18.8%と比べて高くなっています。

＜小5子ども 授業理解度別 大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所の利用意向＞

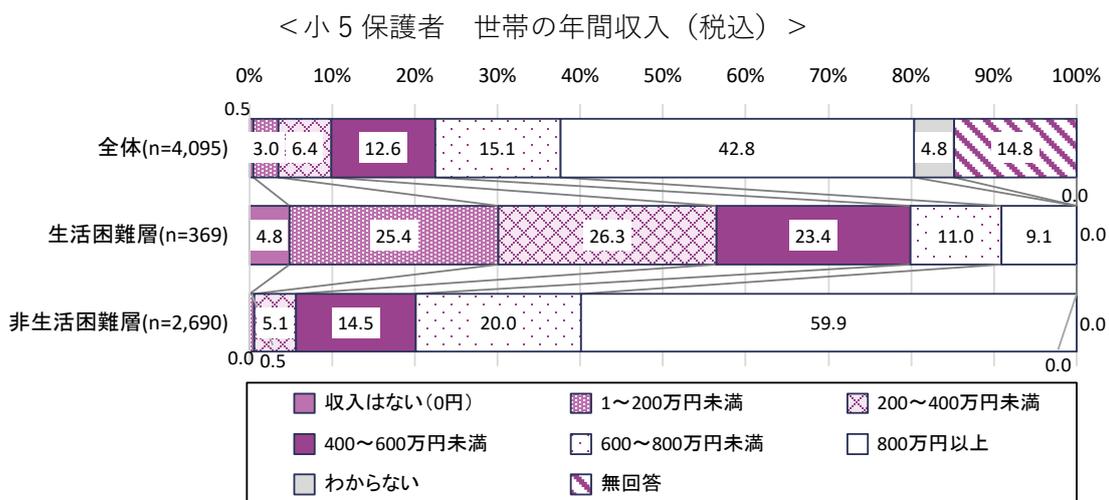


(2) 生活・健康に関連する状況

「生活・健康に関する状況」では、家庭の生活困難の状況が、子どもや保護者の生活や、心身の健康にどのように関連しているのかという視点から分析を行いました。状況把握に当たっては、主に、生活困難層と非生活困難層の比較を行いました。

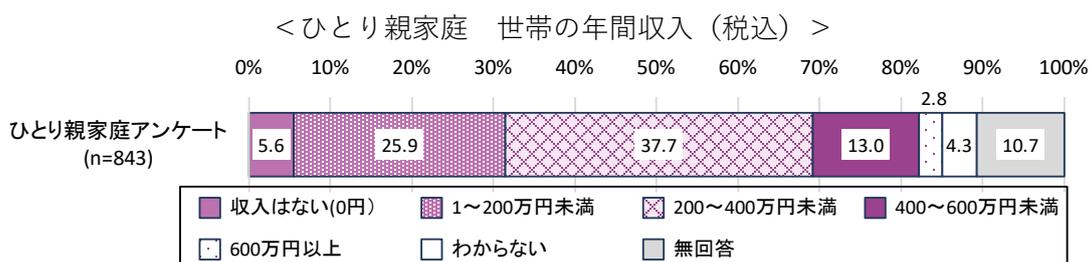
① 小学5年生の子どものいる世帯の収入

小学5年生のいる世帯の1年間の世帯収入¹²の回答をみると、「800万円以上」の回答が最も多く42.8%となっており、前回調査と比較するとその割合は約10ポイント上昇しました。一方、生活困難層では世帯の年間収入が200万円未満と回答した割合が約3割となっています。



② ひとり親世帯の収入

児童育成手当を受給するひとり親世帯の年間収入¹³は、「200~400万円未満」が37.7%、「1~200万円未満」が25.9%、「収入はない(0円)」が5.6%となっています。前回調査と比較すると、400万円以上と回答した割合が約7ポイント上昇しました。

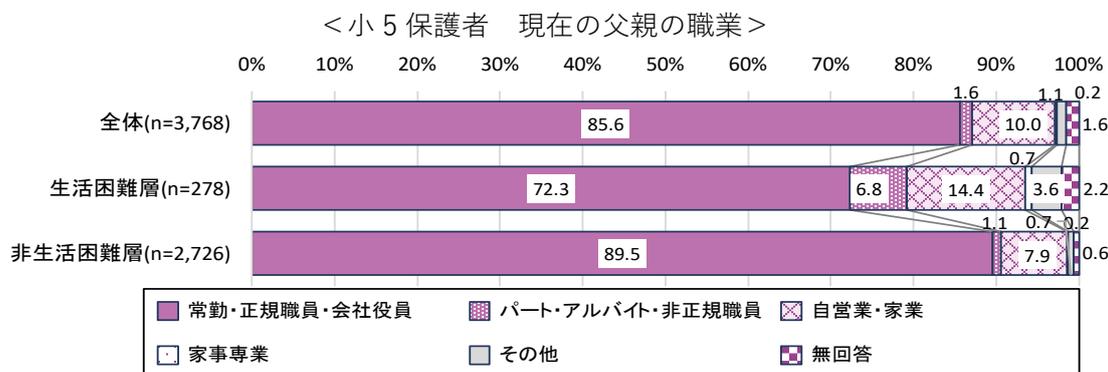
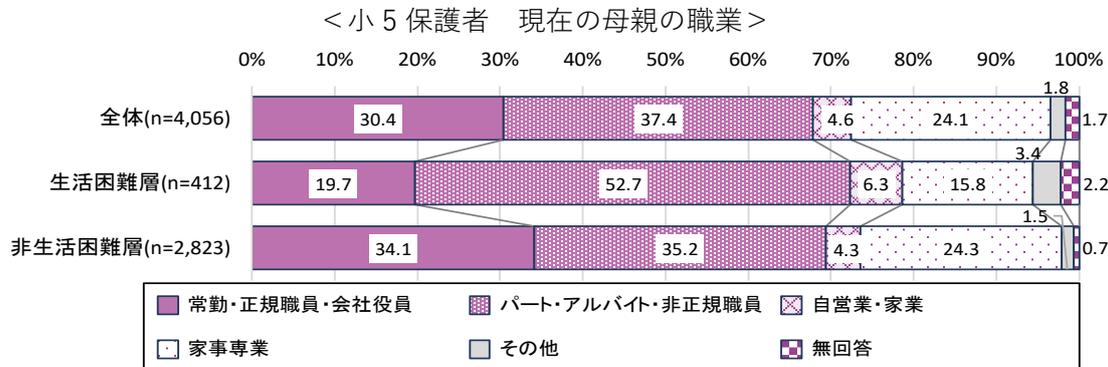


¹² 平成31年1月から令和元年12月の世帯全体の収入で、公的年金と社会保障給付金以外の税込総額

¹³ 平成31年1月から令和元年12月の世帯全体の収入で、公的年金と社会保障給付金以外の税込総額

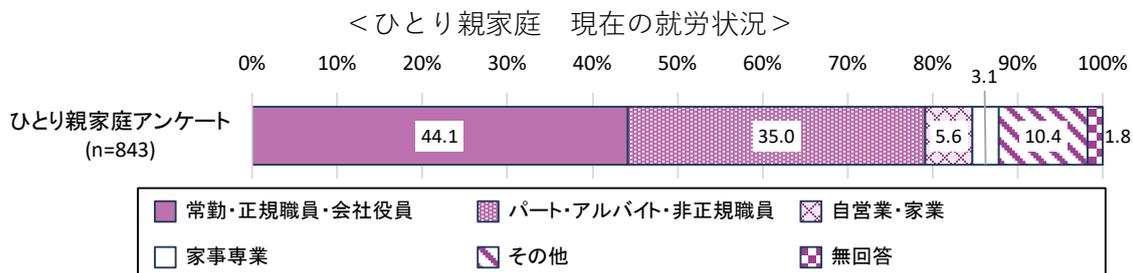
③ 小学5年生の保護者の就労状況

小学5年生の母親に現在の職業を尋ねたところ、「常勤・正規職員・会社役員」と回答した割合は、全体では30.4%、生活困難層で19.7%、「パート・アルバイト・非正規職員」と回答した割合は、全体では37.4%、生活困難層では52.7%となっています。また、父親の現在の職業は、「常勤・正規職員・会社役員」と回答した割合は、全体で85.6%、生活困難層で72.3%となっています。生活困難層の母親、父親は「常勤・正規職員・会社役員」と回答した割合が低い傾向にあります。



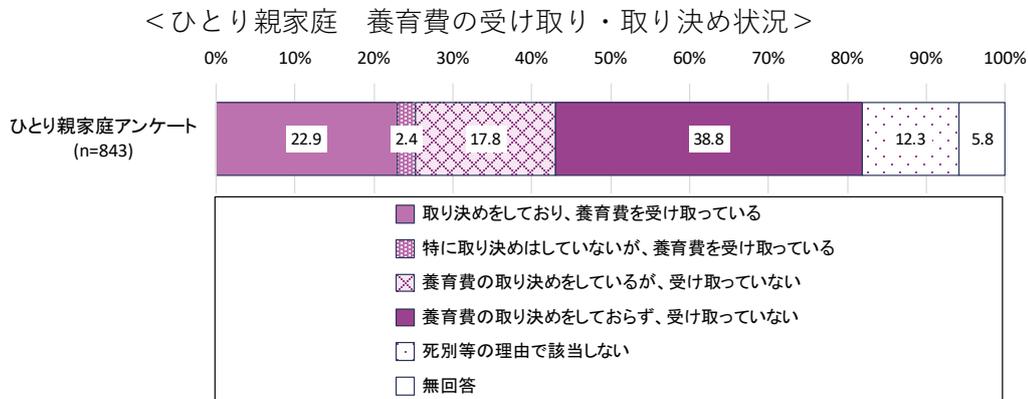
④ ひとり親世帯の保護者の就労状況

児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者の就労状況は、「常勤・正規職員・会社役員」と回答した割合は44.1%、「パート・アルバイト・非正規職員」と回答した割合は35.0%となっています。



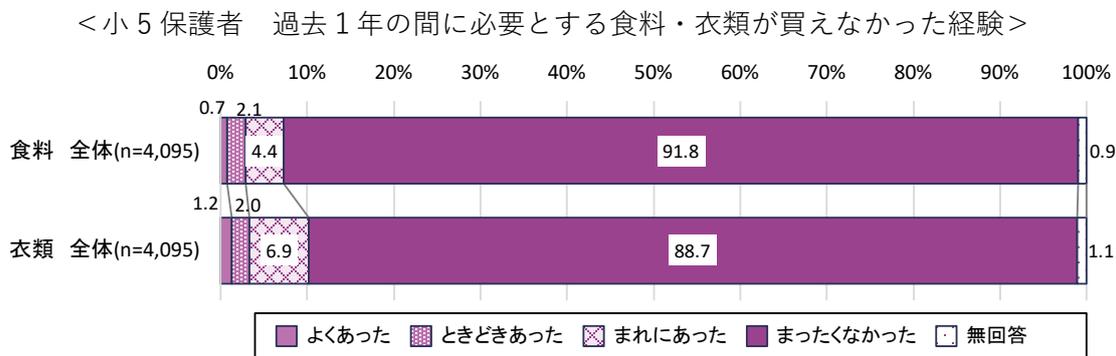
⑤ ひとり親世帯の養育費の受け取り・取り決め状況

児童育成手当を受給するひとり親世帯のうち養育費を「受け取っている」と回答した割合は合わせて25.3%、「受け取っていない」と回答した割合は合わせて56.6%となっています。なお前回調査では、養育費を「受け取っている」と回答した割合は20.1%で、約5ポイント上昇しました。また、養育費の取り決めをしていると回答した割合は、合わせて40.7%となっています。

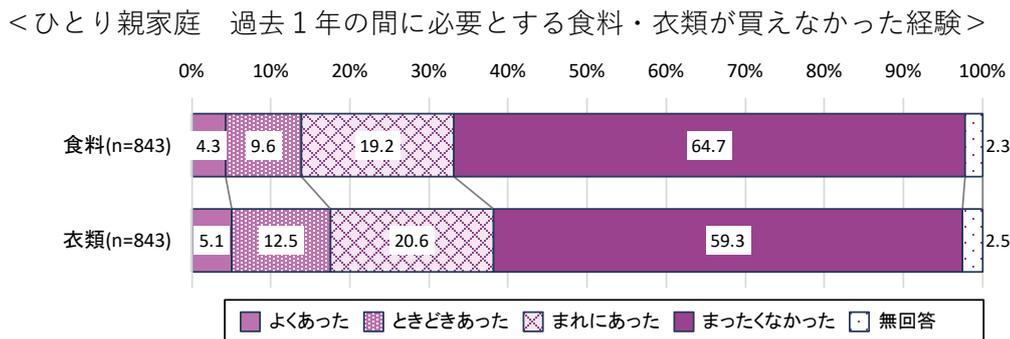


⑥ 過去1年の間に食料・衣類が買えなかった経験

小学5年生の保護者が、過去1年の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣類が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は、全体で約3%となっています。前回調査と比較すると、過去1年の間に買えなかった経験が「まったくなかった」と回答した割合は、食料・衣類とも約7ポイント上昇しました。



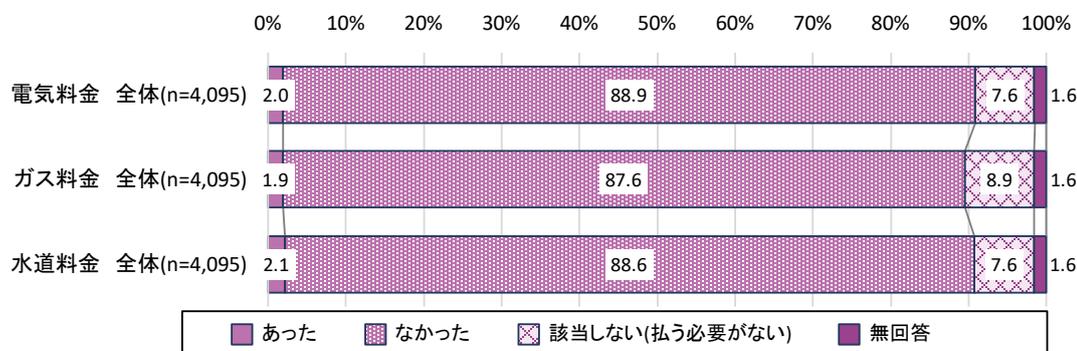
児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者が、過去1年の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は13.9%、衣類が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は17.6%となっています。前回調査と比較すると、過去1年の間に買えなかった経験が「まったくなかった」と回答した割合は、食料が約10ポイント、衣類が約12ポイント上昇しました。



⑦ 過去1年の間に公共料金等を支払えなかった経験

小学5年生の保護者が、過去1年の間に、経済的な理由により「電気料金」「ガス料金」「水道料金」が支払えないことが「あった」と回答した割合はそれぞれ約2%となっています。前回調査と比較すると、「あった」の回答割合は低くなっていました。

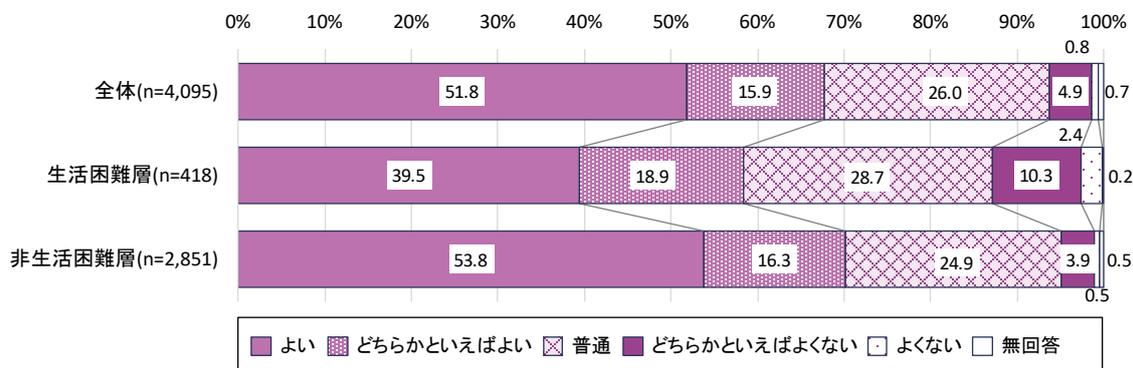
<小5 保護者 過去1年の間に経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験>



⑧ 保護者の健康状態

小学5年生の保護者の健康状態について、「よくない」「どちらかといえばよくない」と回答した割合を合わせると、全体では5.7%、生活困難層では12.7%となっています。

<小5 保護者 保護者の健康状態>

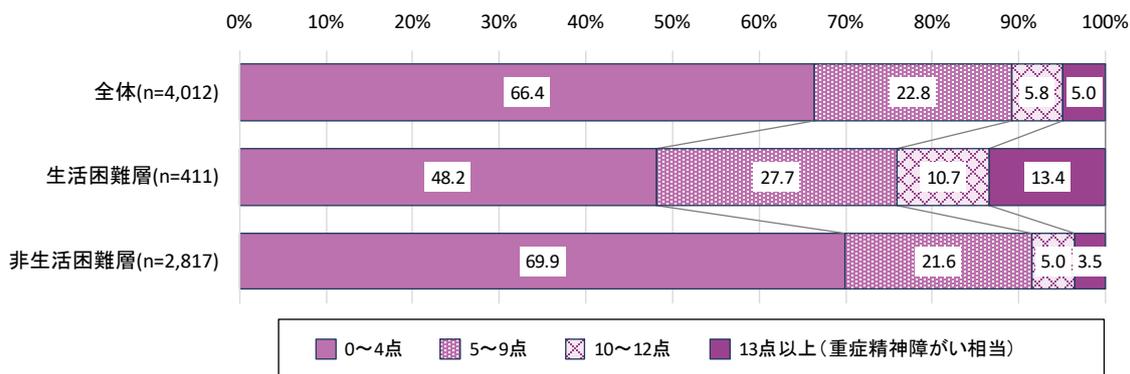


⑨ 保護者の抑うつ傾向 (K6¹⁴)

小学5年生の保護者の抑うつ傾向を測る指標 (K 6) を算出したところ、気分障がい・不安障がいに相当する方 (10 点以上) の割合は生活困難層では 24.1%、約4人に1人となっています。生活困難層のうち、さらに重症精神障がいに相当する方 (13 点以上) の割合は、13.4%となっています。

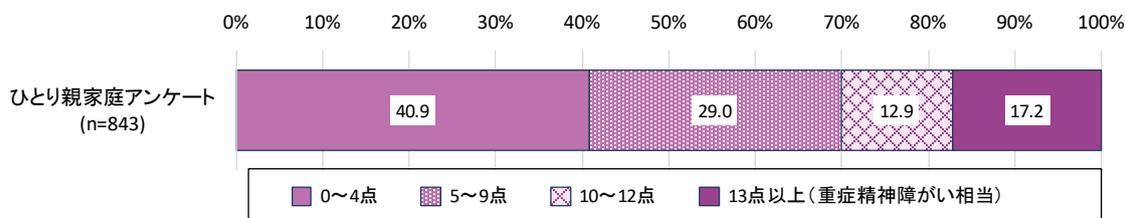
¹⁴ 厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語集によれば、「K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。(中略) 合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。「自分が神経過敏になっていると感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわしたり、落ちつきなく感じたりしましたか」「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6項目それぞれについて、「まったく」を0点、「少しだけ」を1点、「ときどき」を2点、「たいてい」を3点、「いつも」を4点とし、すべてを足し上げて0から24点の指標を作成した。また、6項目すべてに回答があった票のみを集計している。

<小5 保護者 保護者の抑うつ傾向 (K6) >



また、児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者では、気分障がい・不安障がいに相当する方（10点以上）の割合は30.1%で、約3人に1人となっています。

<ひとり親家庭 保護者の抑うつ傾向 (K6) >

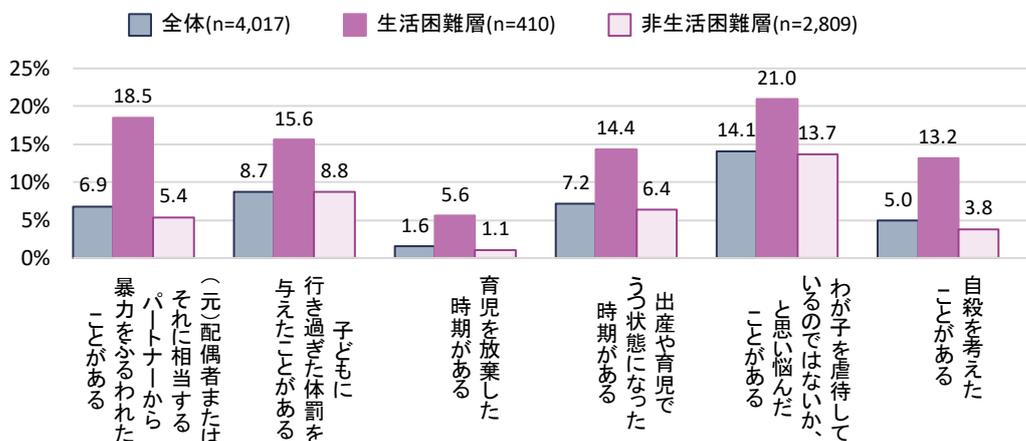


⑩ 子育てに関わってから経験したこと

生活困難層の保護者、児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者の中には、夫婦関係や子育ての中で困難な経験を回答した割合が高い傾向がみられました。

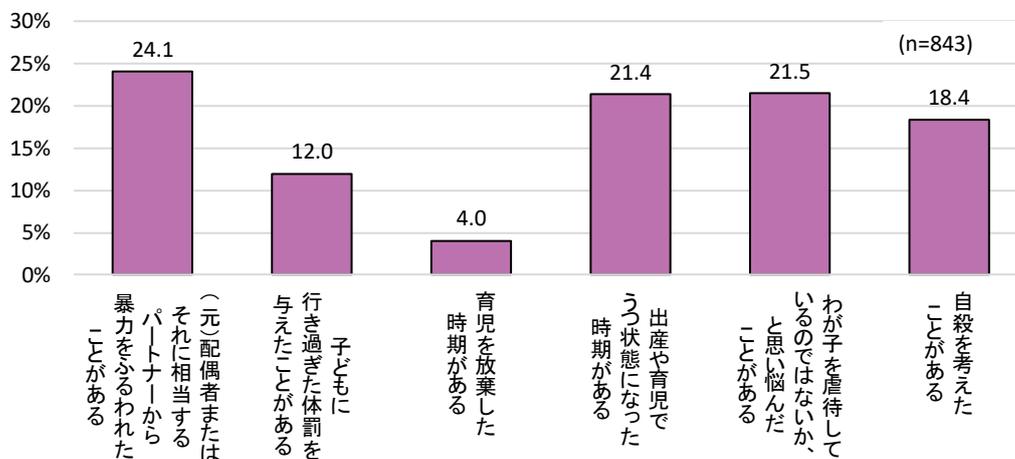
生活困難層の小学5年生の保護者が、「わが子を虐待しているのではないかと、思い悩んだことがある」割合は21.0%、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」割合は15.6%となっています。また、「(元)配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」割合は18.5%、「自殺を考えたことがある」割合は13.2%となっています。

<小5 保護者 子育てに関わってから経験したこと >



児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者では、「(元)配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」割合は24.1%、「わが子を虐待しているのではないかと、思い悩んだことがある」割合は21.5%、「出産や育児でうつ状態になった時期がある」割合は21.4%、「自殺を考えたことがある」割合は18.4%となっています。

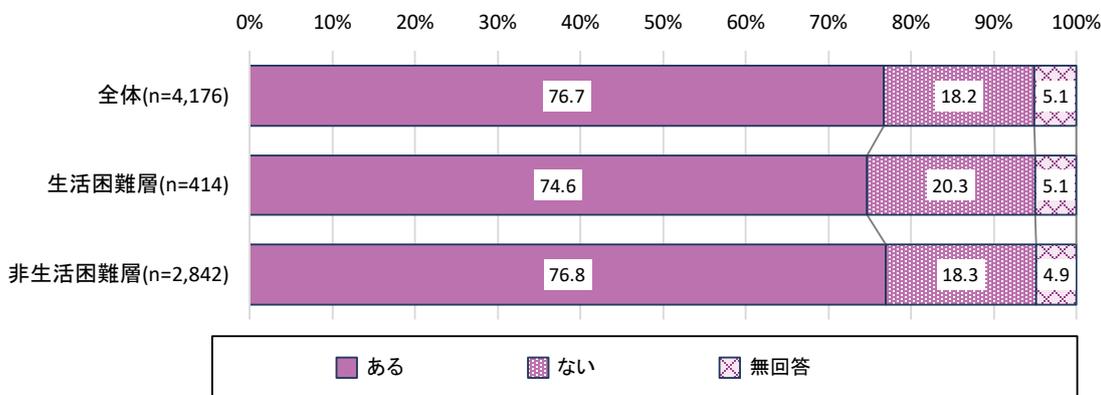
<ひとり親家庭 子育てに関わってから経験したこと>



⑪ 子どもの将来の夢の有無

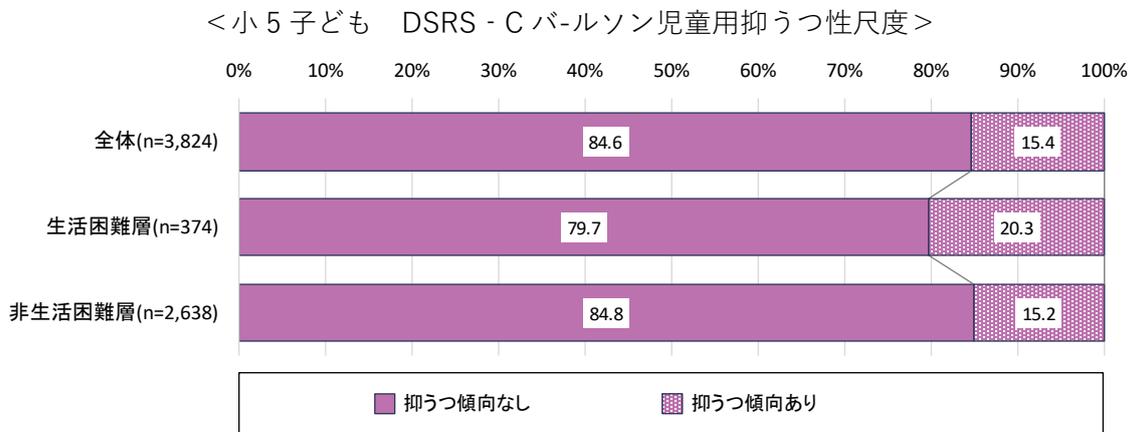
小学5年生の子どもに「あなたは、将来のゆめがありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答した割合は、全体では76.7%となっています。前回調査と比較すると、将来のゆめが「ある」と回答した割合は約5ポイント低くなっていました。

<小5子ども 将来の夢の有無>



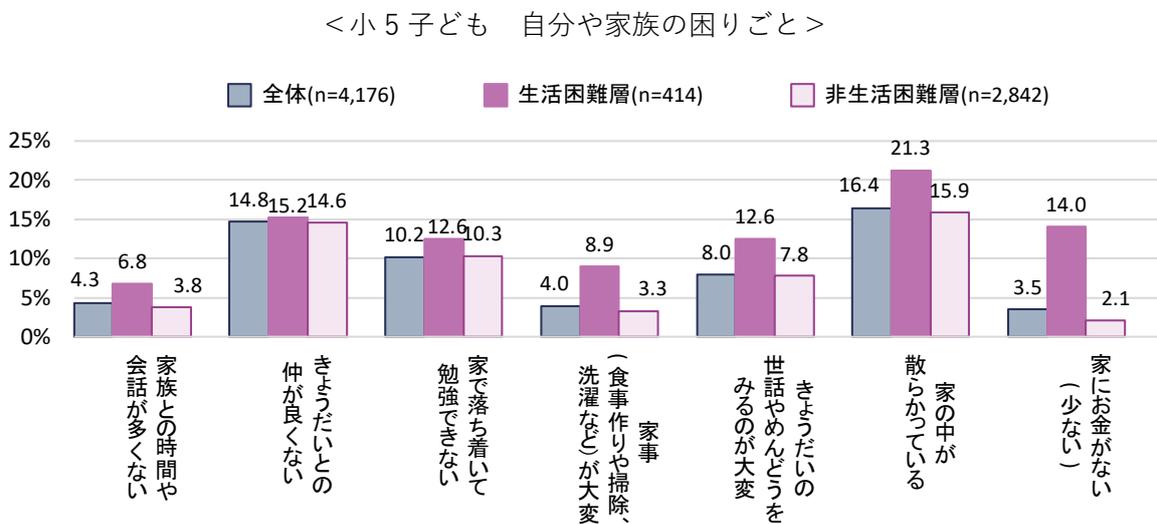
⑫ 子どもの抑うつ傾向

アンケート調査の回答から、小学5年生の子どもの抑うつ傾向を測る指標（DSRS-Cバールソン児童用抑うつ性尺度¹⁵⁾）を算出したところ、抑うつ傾向がある児童の割合は、全体では15.4%となっています。



⑬ 子どもの悩みごと・困りごと

生活困難層の小学5年生の子どもについて、自分や家族の困りごととして挙げた回答は、「家の中が散らかっている」が最も多く21.3%、次いで「きょうだいとの仲が良くない」が15.2%、「家にお金がない（少ない）」が14.0%、「家で落ち着いて勉強できない」が12.6%、「きょうだいの世話や面倒をみるのが大変」が12.6%、「家事（食事作りや掃除、洗濯など）が大変」が8.9%となっています。



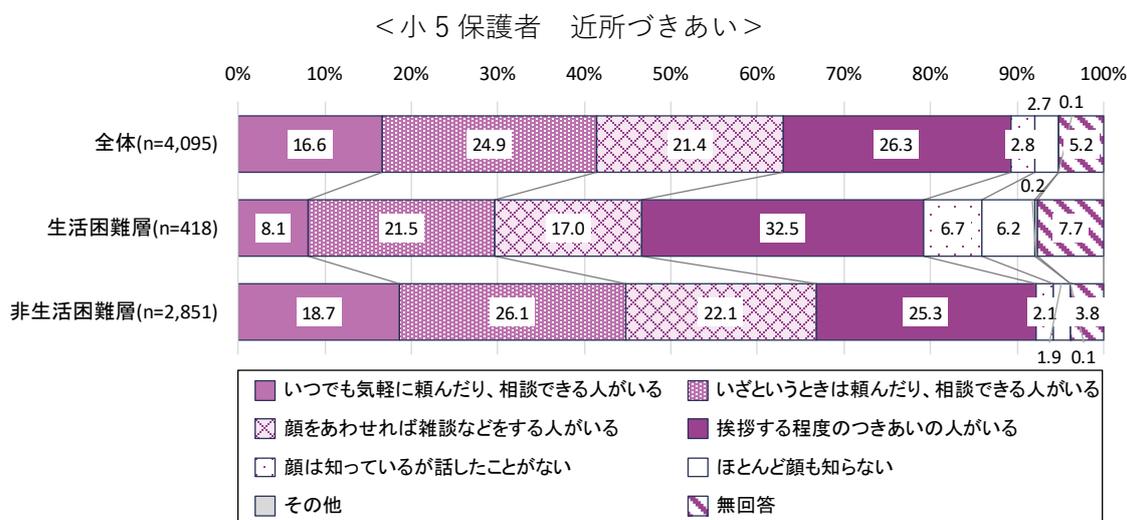
¹⁵⁾ DSRS-Cバールソン児童用抑うつ性尺度は、「信頼性と妥当性が確認された尺度として国内外で広く用いられている」（東京都健康福祉局（2018）『東京都受託事業「子供の生活実態調査」詳細分析報告書』より）。「楽しみにしていることがたくさんある」「とても良く眠れる」「泣きたいような気がする」「遊びに出かけるのが好きだ」「逃げ出したいような気がする」「おなかが痛くなることがある」「元気いっぱいだ」「食事が楽しい」「いじめられても自分で「やめて」と言える」「生きていても仕方がないと思う」「やろうと思ったことがうまくできる」「いつものように何をしても楽しい」「家族と話すのが好きだ」「こわい夢をみる」「独りぼっちな気がする」「落ち込んでいてもすぐに元気になれる」「とても悲しい気がする」「とても退屈な気がする」の18項目それぞれについて、「いつものようだ」から「そんなことはない」の選択肢に対して0～2の点数を割り当てて指標化し、その合計が16点以上だった場合に「抑うつ傾向あり」としている。また、18項目すべてに回答があった票のみを集計している。なお、児童用抑うつ性尺度の作成方法及び点数区分については、東京都健康福祉局（2017）『東京都子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】』「第5部 子供の健康と自己肯定感」（p.141）を参照した。

(3) 居場所・包摂に関連する状況

「居場所・包摂に関する状況」では、子どもや保護者の孤立の状況や居場所等に関する支援ニーズ、社会的包摂の観点から地域の支援活動に関する分析を行いました。状況把握に当たっては、主に、生活困難層と非生活困難層の比較を行い、特に着目すべき点について掘り下げた分析を行いました。

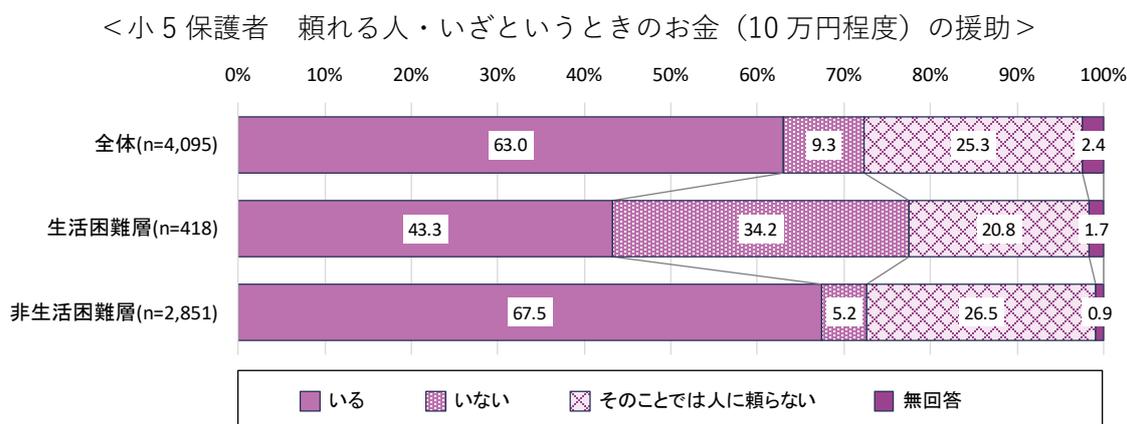
① 保護者の近所づきあい

小学5年生の保護者に、近所づきあいに関して尋ねたところ、「いつでも気軽に頼んだり、相談できる人がいる」と「いざというときは頼んだり、相談できる人がいる」を合わせた回答割合は、全体では41.5%、生活困難層では29.6%となっており、生活困難層の保護者は相対的に近所づきあいが希薄な傾向にあることがうかがえます。



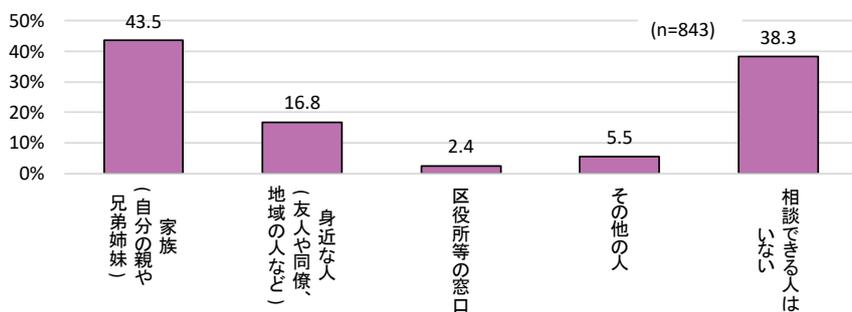
② 頼れる人の有無・いざというときのお金の援助

小学5年生の保護者に、「いざという時のお金（10万円程度）」で頼れる人がいるかを尋ねたところ、「いない」と回答した割合は、全体では9.3%、生活困難層では34.2%となっています。



児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者に、「お金の相談・家計管理」について相談する相手の有無を尋ねたところ、「家族（自分の親や兄弟姉妹）」が43.5%である一方で、「相談できる人はいない」と回答した方が38.3%となっています。

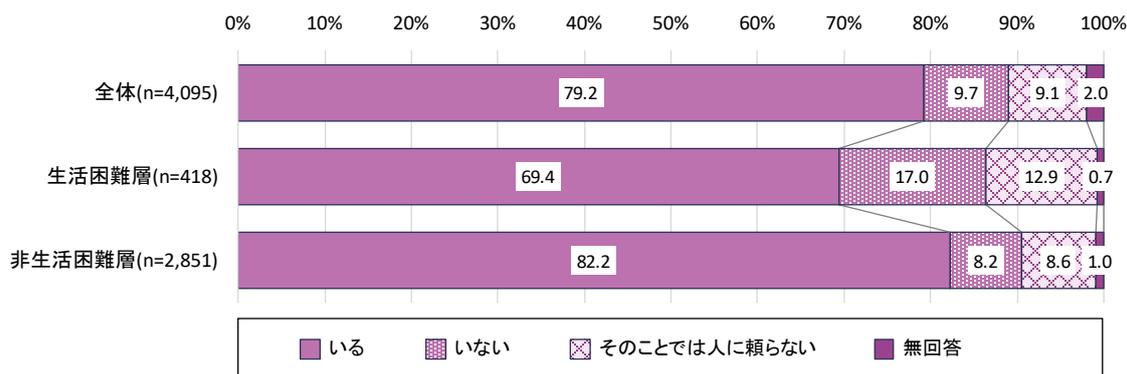
<ひとり親家庭 相談する相手の有無（お金の相談・家計管理）>



③ 頼れる人の有無・子どもの世話や看病

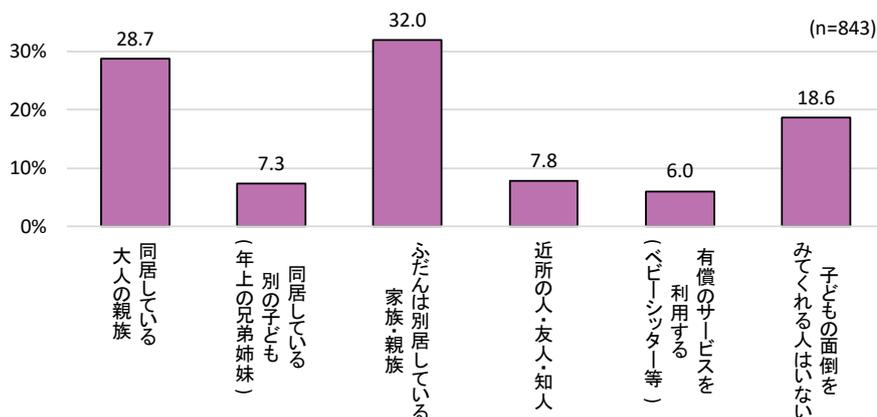
小学5年生の保護者に、「子どもの世話や看病」で頼れる人がいるかを尋ねた設問に対して、「いない」と回答した割合は、全体では9.7%、生活困難層では17.0%となっています。

<小5保護者 頼れる人の有無（子どもの世話や看病）>



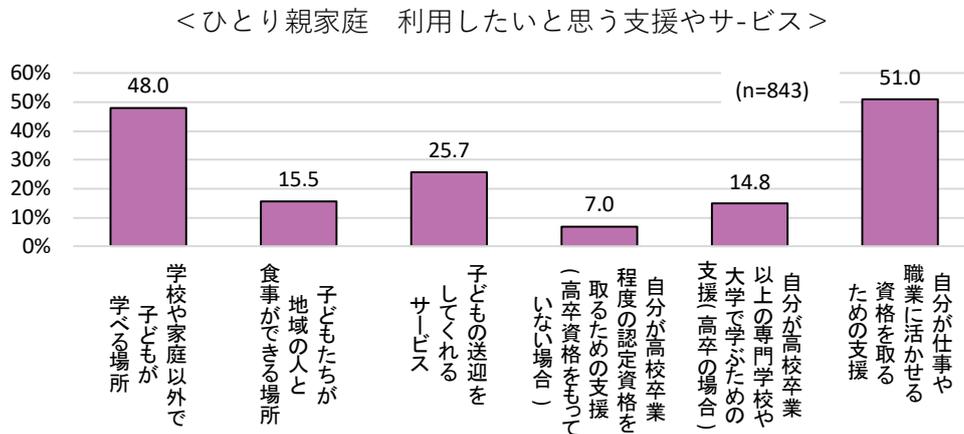
児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者に、病気の時や不在の時に、小学生以下のお子さんの面倒をみてくれる人の有無を尋ねたところ、「ふだんは別居している家族・親戚」が32.0%、「同居している大人の親族」が28.7%となっています。一方、18.6%の方は「子どもの面倒をみてくれる人はいない」と回答しています。

<ひとり親家庭 小学生以下の子どもの面倒を見てくれる人の有無>



④ ひとり親世帯の保護者が利用したいと思う支援やサービス

児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者が利用したいと思う支援やサービスとして、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が51.0%、「学校や家庭以外で子どもが学べる場所」が48.0%、「子どもの送迎をしてくれるサービス」が25.7%となっています。前回調査と比較すると、「子どもの送迎をしてくれるサービス」が5.3ポイント、「子どもたちが地域の人と食事ができる場所」の回答が3ポイント上昇しています。



⑤ 父子世帯の状況

ひとり親世帯が抱える課題については、父子世帯の困難についても把握する必要があります。アンケート調査では今回の回答数では定量的に把握することが困難であったため、支援者ヒアリングの中で聴き取りました。そこからは、父親が会社などにおいて社会的責任がある立場にある場合には、仕事の負担と、家庭における子どもの養育と合わせての負担等で家庭における子どもの養育がままならないことや、支援を受けることに抵抗がある傾向があるとの指摘がありました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：父子世帯の状況

【支援につながりにくい】

- 父子世帯は母子世帯と比べて、公的サービスの利用を検討していないことが多く、支援につながりにくい傾向にある。
- 家庭に課題を抱えていることに負い目を感じて、関係機関への相談をためらう傾向や、支援の利用に心理的な抵抗を持っている印象がある。
- 父親同士のコミュニティが、母親と比べると少ない。親同士での、相談や情報交換を行う機会が乏しい印象がある。地域活動団体とのつながりも薄い。

【子どもの養育における課題】

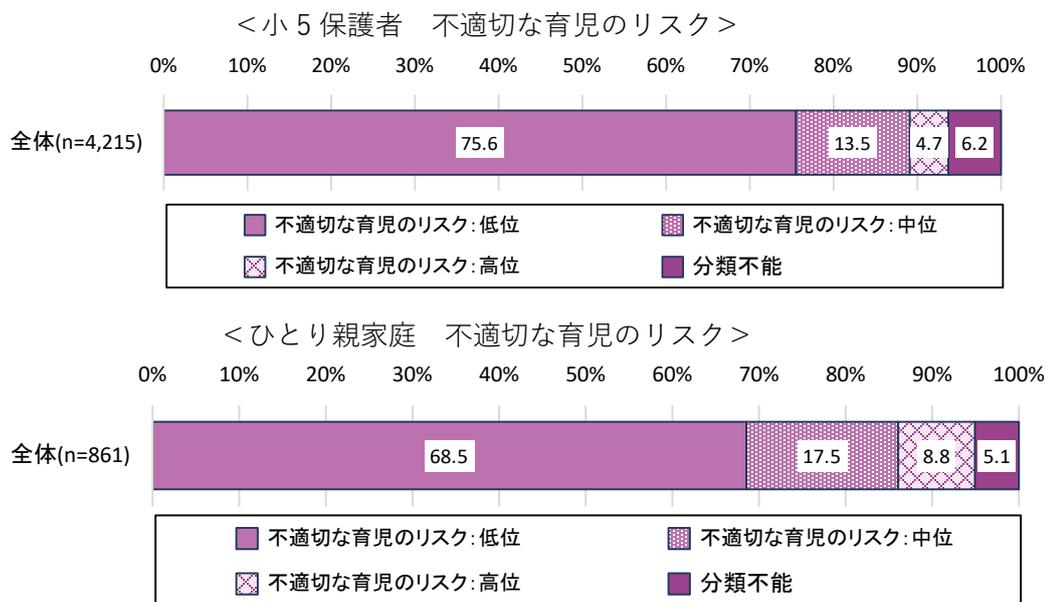
- 夜勤等で子どもの養育がままならなくなったり、（父親の）家事に対するストレスが強くなることがある。
- 不登校等で子どもが日中家にいる場合、子どもの面倒をみるために親も仕事を休むことが増え、収入の減少や職場関係の悪化につながる。その結果、追い込まれた親が子どもを責めて親子間の関係性が悪化することがある。
- 仕事で帰宅が遅い父の代わりに、子どもが家事を担うことになり、ヤングケアラーの問題に発展するケースがある。

⑥ 不適切な育児のリスクに関する状況

アンケート調査の中で、小学5年生及びひとり親世帯の保護者が子育てにかかわってから経験したことのうち、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」、「育児を放棄した時期がある」、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」の3項目への回答状況に着目し、どれにもあてはまらない層（「不適切な育児のリスク：低位」）、1つにあてはまる層（「不適切な育児のリスク：中位」）、2つ以上にあてはまる層（「不適切な育児のリスク：高位」）というグループ分けのうえ、分析を行いました。

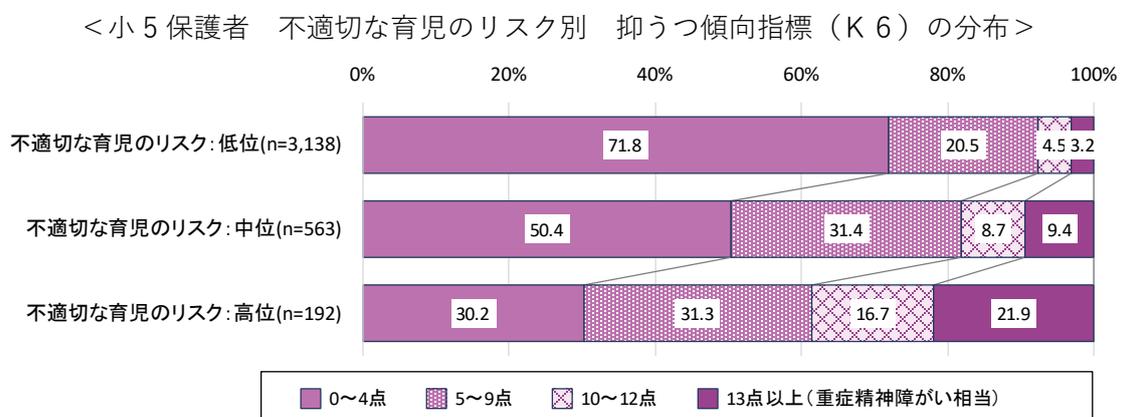
小学5年生の保護者では、「不適切な育児のリスク：低位」の層は75.6%、「不適切な育児のリスク：中位」の層は13.5%、「不適切な育児のリスク：高位」の層は4.7%となっています。

児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者では、「不適切な育児のリスク：低位」の層は68.5%、「不適切な育児のリスク：中位」の層は17.5%、「不適切な育児のリスク：高位」の層は8.8%となっています。



⑦ 不適切な育児のリスク別・保護者の抑うつ傾向（K6）

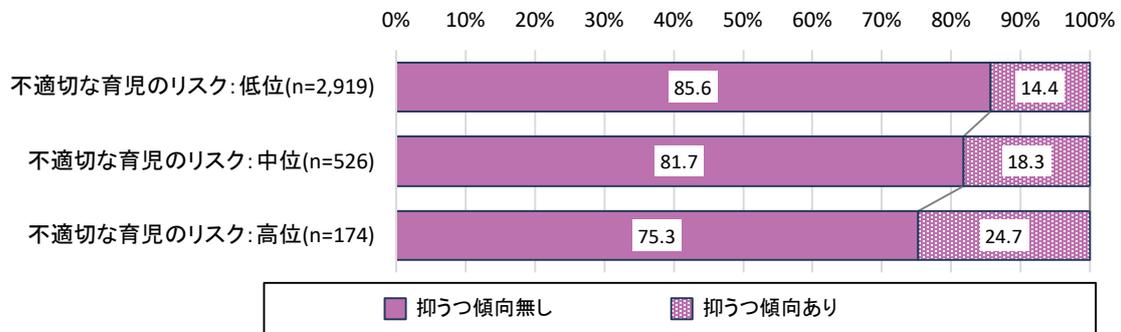
小学5年生の保護者の回答から、不適切な育児のリスク別に抑うつ傾向指標（K6）を算出し、集計したところ、気分障がい・不安障がいに対応する10点以上の保護者の割合は「不適切な育児のリスク：高位」の層で38.6%、重症精神障がいに対応する13点以上の割合は21.9%となっており、不適切な育児のリスクが強くなるにつれて抑うつ傾向のある割合が高くなっています。



⑧ 不適切な育児のリスク別・子どもの抑うつ傾向

小学5年生の子どもの回答から、抑うつ傾向を測る指標(DSRSCパールソン児童用抑うつ性尺度)を算出し、保護者の不適切な育児のリスク別に集計したところ、抑うつ傾向がある児童の割合は、「不適切な育児のリスク：高位」の層では24.7%となっており、保護者の不適切な育児のリスクが高位になるにつれて、子どもの抑うつ傾向の割合が高くなっています。

＜小5子ども 不適切な育児のリスク別 DSRSCパールソン児童用抑うつ性尺度の分布＞

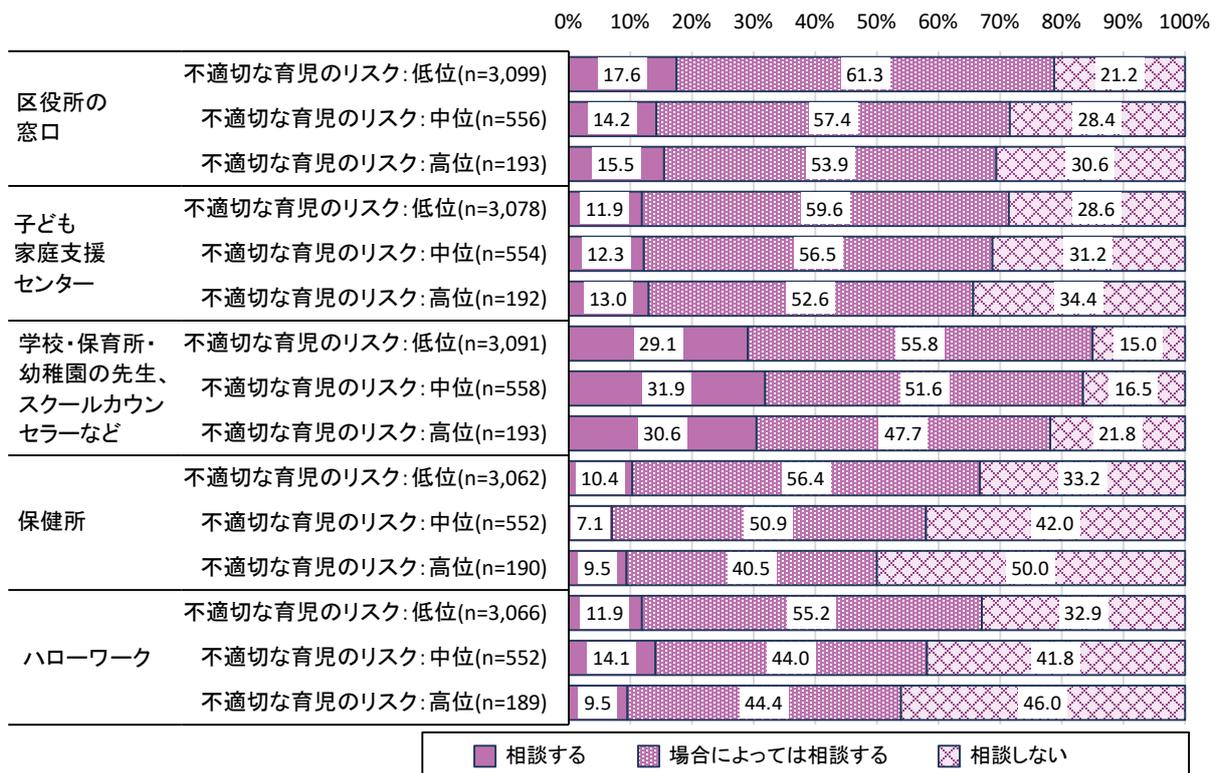


⑨ 不適切な育児のリスク別・公的機関への相談

小学5年生の保護者に対して、困ったときに相談する公的機関等を尋ねたところ、「不適切な育児のリスク：高位」の層は、「不適切な育児のリスク：低位」の層と比較すると、公的機関に相談しないと回答した割合が高い傾向があります。

「不適切な育児のリスク：高位」の層が「相談する」「場合によっては相談する」と回答した割合に着目すると、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」は78.3%、次いで、「区役所の窓口」が69.4%、「子ども家庭支援センター」が65.6%となっています。「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」に相談すると回答した割合は、不適切な育児のリスクの程度に関わらず回答割合が最も高く、相談相手として強く認識されていることがうかがえます。

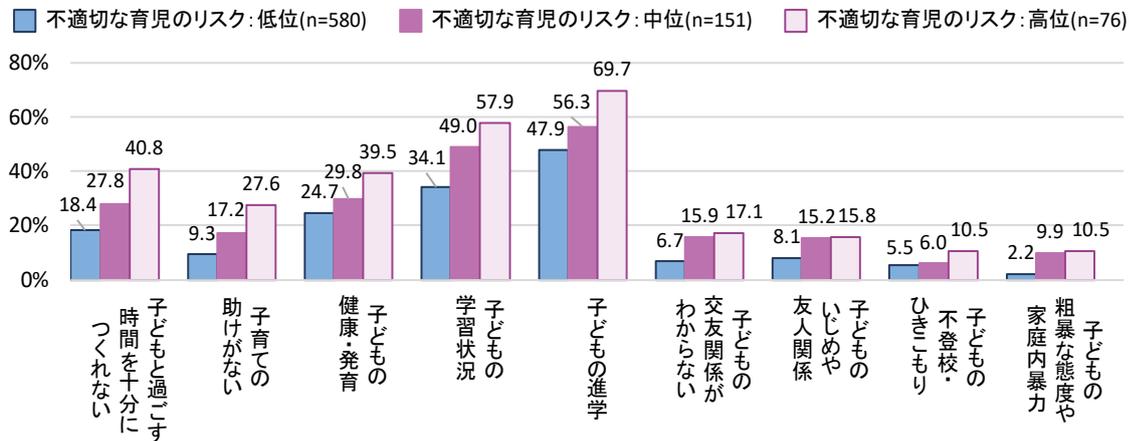
＜小5保護者 不適切な育児のリスク別 公的機関への相談意向＞



⑩ 不適切な育児のリスク別・ひとり親世帯の保護者の悩み

児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者のうち「不適切な育児のリスク：高位」の層に着目すると、現在の悩みごととして、「子どもの進学」は69.7%、「子どもの学習状況」は57.9%、「子どもと過ごす時間を十分につくれない」は40.8%、「子どもの健康・発育」は39.5%となっています。これらの悩みごとは、不適切な育児のリスクが高位になるにつれて回答割合が高くなっています。

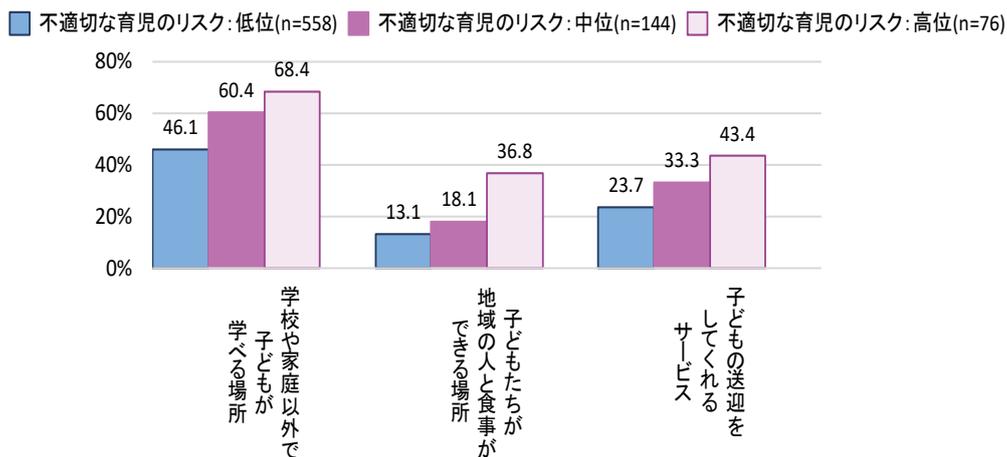
<ひとり親家庭 不適切な育児のリスク別 現在の悩みごと>



⑪ 不適切な育児のリスク別・ひとり親世帯の保護者の支援の利用意向

児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者のうち「不適切な育児のリスク：高位」の層について、利用したいと思う支援やサービスの回答をみると、「学校や家庭以外で子どもが学べる場所」の割合は68.4%、「子どもたちが地域の人と食事ができる場所」が36.8%、「子どもの送迎をしてくれるサービス」が43.4%となっています。これらの支援ニーズは、不適切な育児のリスクが高位になるにつれて回答割合が高くなっています。

<ひとり親家庭 不適切な育児のリスク別 支援ニーズ>



⑫ 子どもの居場所等に関する支援・サービスの利用意向

小学5年生の子どもが、「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」を「使ってみたい」と「興味がある」と回答した割合は、全体で35.7%となっています。前回調査と比較すると、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は約5ポイント上昇しました。

「(家以外で) 休日に夜までいることができる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は、全体で36.2%となっています。前回調査と比較すると、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は約6ポイント上昇しました。

「家の人がいなくて、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は、全体では42.4%となっています。

「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は全体で52.4%となっています。

「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は全体で40.8%となっています。

「(学校以外で) なんでも相談できる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は、全体では41.3%、生活困難層では45.4%となっています。

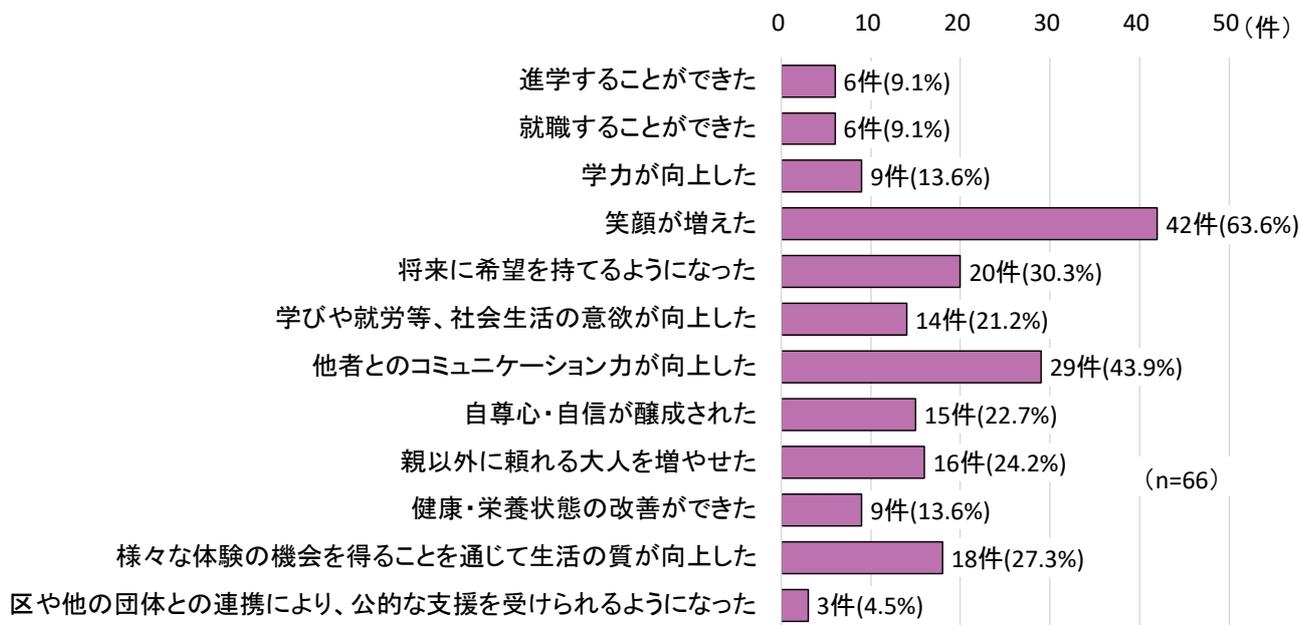
<小5子ども 子どもの居場所等に関する支援・サービスの利用意向>



⑬ 子どもや保護者の変化

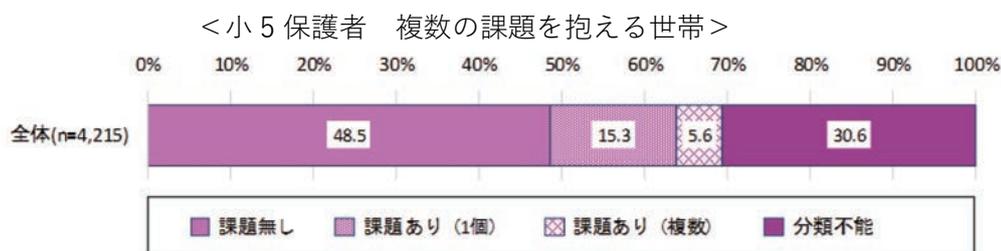
区内で子どもの生活応援に関する活動・取組みを実施している各団体に、活動・取組みによる子ども・保護者の変化を尋ねました。活動・取組みによる変化として、子どもや保護者の「笑顔が増えた」が42件（63.6%）と最も多く、次いで「他者とのコミュニケーション力が向上した」が29件（43.9%）、「将来に希望を持てるようになった」が20件（30.3%）、「様々な体験の機会を得ることを通じて生活の質が向上した」が18件（27.3%）と、様々な好影響がもたらされたと回答しています。

<活動状況等調査 活動・取組みによる子どもや保護者の変化>



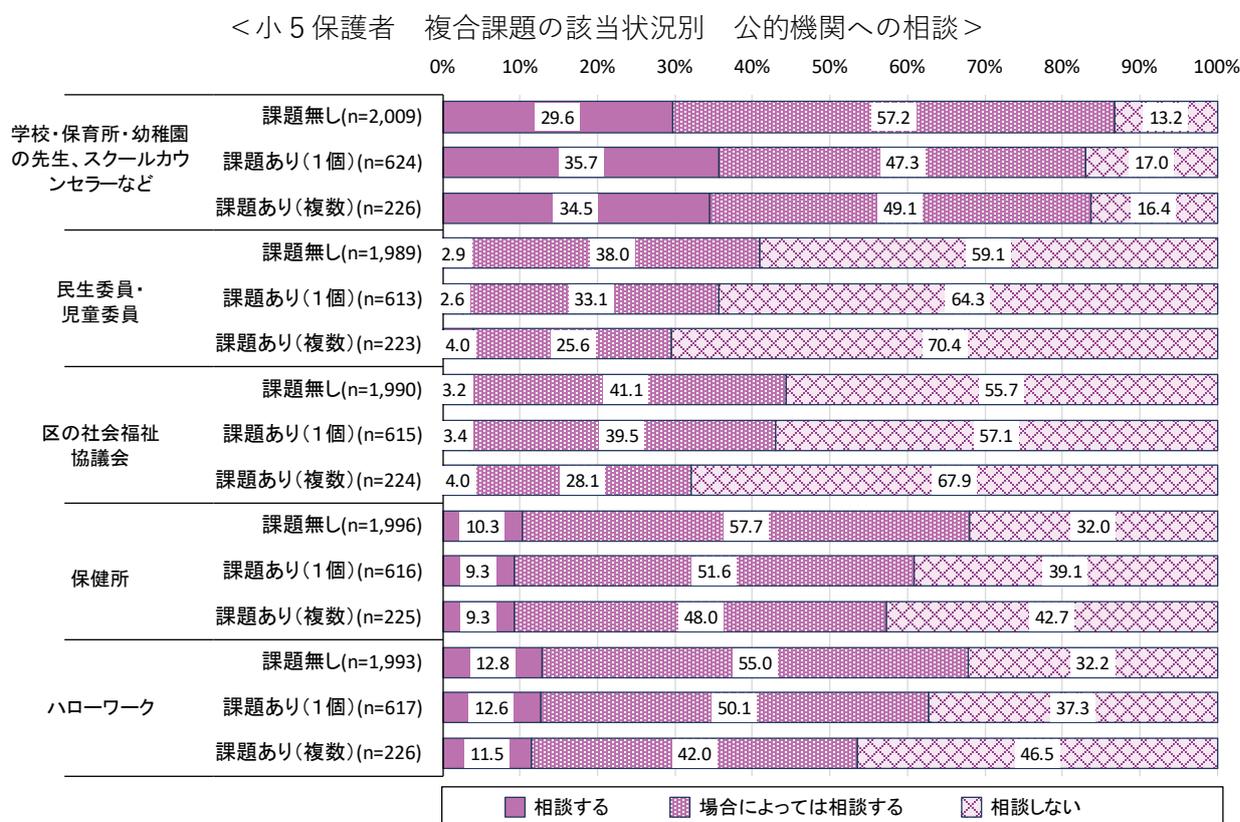
(4) 複合課題を抱える世帯に関する状況

小学5年生の保護者に、「あなたのご家族の中に、あなたが主に世話をしている人で、以下のような方はいますか」という質問の中で、高齢で介護が必要な方、障がいのある方、引きこもりの方などの有無に、「有り」と回答した層に、生活困難層を加えた、9つの要素¹⁶に該当する、複合的な課題を抱える世帯を把握しました。9つの要素への該当状況に基づき、「課題無し」の層、「課題あり（1個）」の層、「課題あり（複数）」の層にグループ分けを行い、分布状況を集計したところ、「課題無し」の層は48.5%、「課題あり（1個）」の層は15.3%、「課題あり（複数）」の層は5.6%となっています。



① 複合課題の該当状況別・公的機関への相談

小学5年生の保護者に、困ったときに相談するかを尋ねたところ、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」に「相談する」「場合によっては相談する」を合わせた割合は、課題の数に関わらず8割を上回っています。「民生委員・児童委員」「区の社会福祉協議会」「保健所」「ハローワーク」にしてみると、「課題あり（複数）」の層は「相談しない」と回答した割合が相対的に高くなっています。



¹⁶ 具体的には、「高齢で介護が必要な方」「身体障害者手帳をお持ちの方」「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「発達障がいをお持ちの方（疑いを含む）」「定期的な通院等が必要な疾患をお持ちの方」「定期的な通院等が必要な疾患をお持ちの方」「精神疾患（うつ、心の病、依存症など）をお持ちの方」「引きこもりの方」、「生活困難層」の9つの要素の該当数

② 複合課題を抱える世帯に関する状況

支援者ヒアリングの中で、複合課題を抱える世帯に関して、子どもや子育て世帯の生活状況、体験、学び、心理面、人間関係等にどのような影響を与えていると感じるかについてお聴きしました。複合的に課題を抱える支援対象者が増えていること、親の精神疾患などが子どもの養育に大きな影響を与える傾向があること、子どもの発達障がいに関する相談が増加傾向にあること、課題が複数になるほど解決が困難で世帯が社会から孤立する傾向があるとの指摘がありました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：複合課題を抱える世帯に関する状況

【複合課題を抱える世帯の増加】

- 親が発達障がいなどの特性がある子どもや被虐待児との関わり方が分からず、親子間の関係調整が必要な世帯が増加している。また、親に精神疾患がある世帯や、虐待の世代間連鎖などが見られる。
- 子どもに対する心理面での医療的ケアを検討するケースが増加している。
- 生活保護世帯では課題が複合化している家庭が多い印象がある。
- 外国籍保護者の考え方(国民性)が日本と異なり、言葉の壁もあり障がいがうまく伝わっていない。
- 身体障がいに比べ、知的障がいや発達障がいへの理解が難しい場合がある。

【社会からの孤立】

- 課題が複数になればなるほど、解決が難しい。対応が難しい事例等としては、親に精神疾患、アルコール依存、引きこもり、室内不衛生等が挙げられる。子どもが不登校の場合、家族が社会から孤立し、援助希求も弱く、複数の公的支援機関が関わっていたとしても支援介入が難しい。

【子どもの心理面、生活面、学習面への影響】

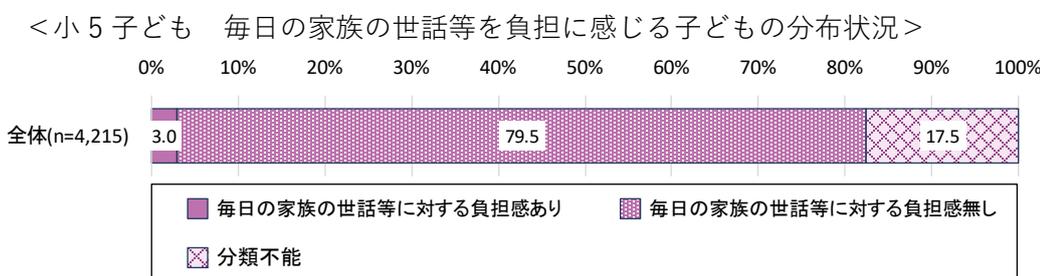
- 親が精神疾患などにより心理面が不安定の場合、子どもの心理面や学び、コミュニケーション面などにも大きく影響を与える傾向にある。
- 母親がうつ病により通院していた例では、子どもは学校に通ってはいるが、家の掃除ができていないなどの状態があった。親子が一緒にいても養育ができないというネグレクトがある。
- 保護者に発達障がいや精神疾患等の生活上の課題がある場合、余裕をもって養育にあたれないことから、不適切な養育を含む養育上の課題が生じることがあると思われる。
- 虐待やネグレクトなど、人とのつながりに苦い経験がある子どもは、基本的な人間関係をつくる力への影響があると感じる。例えば、交友関係を広げることや、新しいことへのチャレンジが難しかったり、学校へ通うことができなくなるといった形で現れることがある。
- 課題を抱えている子どもは、大人に対する不信感が強い反面、関係性を構築できれば、素直で優しい子が多い。多様な大人が関わりを持つことが大切。

(5) ヤングケアラーに関連する状況

① 毎日の家事や家族の世話等を負担に感じる子どもの分布状況

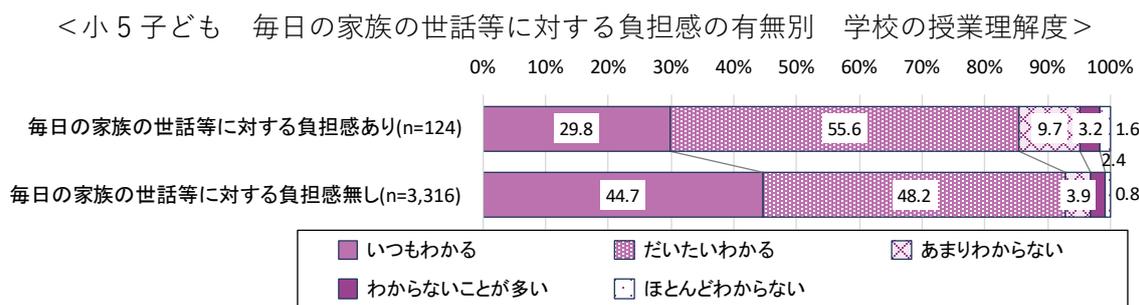
子どもにとって、家庭における家事や兄弟姉妹の世話は、適正な程度であれば生きる力につながる経験であるとの意見もあります。一方で、厚生労働省によれば、「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされ、法令上の明確な定義は定まっていますが、年齢に見合わない重い責任や負担が本人の成長や教育に及ぼす影響が懸念されています。

アンケート調査では、「家事（洗濯、掃除、調理、片付けなど）」もしくは「兄弟姉妹など家族の世話」のいずれかを毎日1時間以上行っており、かつ「病気の家族や、祖父母の世話が大変」もしくは「きょうだいの世話やめんどうをみるのが大変」のいずれかを選択した小学5年生の子どもを、「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層、それ以外（分類不能を除く）を「毎日の家族の世話等に対する負担感なし」の層とし、グループ化したところ、全体の3.0%が「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」に該当しています。



② 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別・子どもの学校の授業理解度

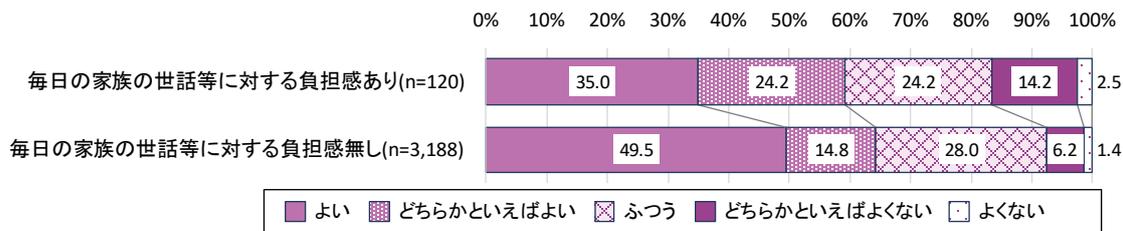
小学5年生の子ども本人に対して、「あなたは、学校の授業がわかりますか」と尋ねた設問について、「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層では「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の回答を合わせた割合が14.5%となっており、「毎日の家族の世話等に対する負担感無し」の層の7.1%と比べて高くなっています。



③ 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別・子どもの健康状態

小学5年生の子どもに「自分の健康状態についてどう感じていますか」と尋ねた質問に対して、「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層では「よくない」と「どちらかといえばよくない」の回答を合わせた割合が16.7%となっており、「毎日の家族の世話等に対する負担感無し」の層の7.6%と比べて高くなっています。

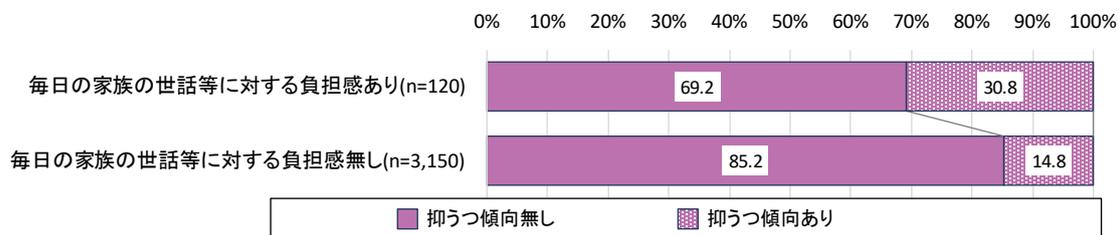
<小5子ども 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別 自分の健康状態>



④ 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別・子どもの抑うつ傾向

小学5年生の子どもについて、抑うつ傾向を測る指標（DSRS-Cバールソン児童用抑うつ性尺度）を算出し、毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別に集計したところ、「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層では30.8%が抑うつ傾向があるという結果となっており、「毎日の家族の世話等に対する負担感無し」の層の14.8%と比べて高くなっています。

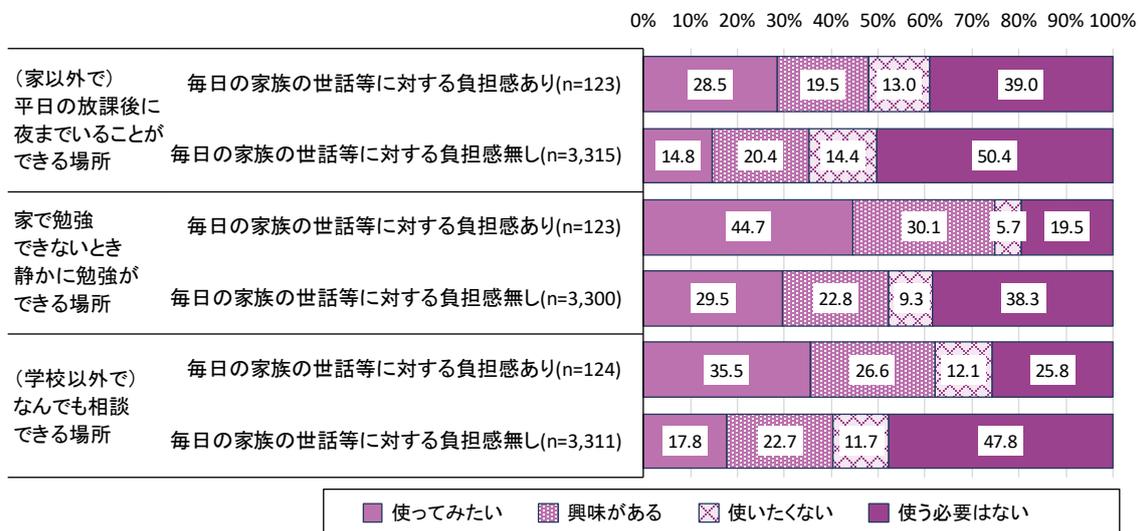
<小5子ども 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別 DSRS-Cバールソン児童用抑うつ性尺度>



⑤ 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別・子どもの支援ニーズ

小学5年生の子どもで「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層について、子どもの居場所等の利用意向に着目して集計すると、「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」は74.8%、「(学校以外で)なんでも相談できる場所」は62.1%、「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」は48.0%が「使ってみよう」または「興味がある」と回答しています。「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層は、「毎日の家族の世話等に対する負担感無し」の層と比較して、子どもの居場所や相談に関するニーズが相対的に高いことがうかがわれます。

<小5子ども 毎日の家族の世話等に対する負担感の有無別
子どもの居場所等に関する支援・サービスの利用意向>



⑥ 支援者がヤングケアラーと懸念する子どもに関する状況

支援者ヒアリングでは、ヤングケアラーと思われる子どもの保護者は、子どもを養育することが困難な状況があり、親の役割を子どもが担う状況があるという指摘がありました。また、支援における課題として、本人や家族が現状に問題があると認識していないことがあり、支援の進め方が難しいという点が挙げられました。子ども本人が、自分の気持ちを伝えることや、家庭のことを相談することが難しく、心理職による関わりや、支援者との信頼関係の構築が重要であるとの指摘がありました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：支援者がヤングケアラーと懸念する子どもに関する状況

【保護者に養育困難な状況がある】

- 小学校高学年、中高生など、高年齢の子どもの中に、いわゆる「ヤングケアラー」の状況になっている子どもがいる。家庭の状況として、母親の精神面や健康面に問題がある場合、子どもが、親の代わりに家事を行っていることがある。一番上のきょうだい、下のきょうだいの面倒を見ているケースもある。
- 母親が養育困難な状況である場合や、多子世帯で子ども全員を親が見きれない場合は、ヤングケアラーになるリスクは高い。

【本人や家族が現状に問題があると認識していない】

- 子どもなりに信念があって家庭のことをしているので、支援の進め方が難しく、時間がかかってしまいがちである。家のお手伝いとそれ以上のこととの区別が、子どもだけでなく、親・監護者にもついていない場合があるため、支援者から伝えていくことも必要。

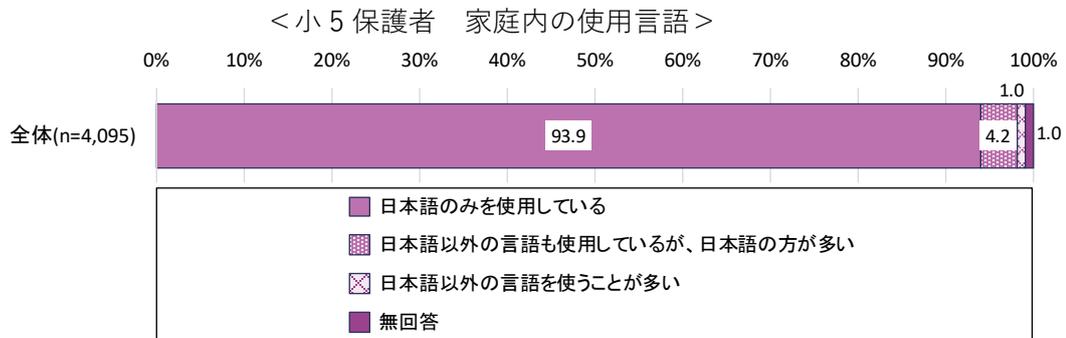
【子どもが気持ちを言えない・相談できない】

- 良い意味ではなく、子どもが責任感を持ってしまっているケースがある。年齢にそぐわないケアをしたり責任感を持っていたりして、その状況から抜け出すことができずにどうしようもなくなっている。自分がやらないといけないと思っているが、他方で自分の生活がうまくいっていない、その間の葛藤を感じてもいるのだが、相談ができない、相談できる人がいない状況。
- 家族の話はするが、自分の気持ちを伝えられない子どもがいる。気持ちを言えるようになるには、自分の気持ちを言っても安心安全で受け止めてもらえると子どもが感じていることが重要。まずは、職員との信頼関係を作ることを意識している。
- 「家庭での役割を果たすために生きている」と思い込み、進学や就職を諦めている子どもがいる。

(6) 外国につながる世帯に関する状況

「日本語以外の言語を使用しているが、日本語の方が多い」もしくは「日本語以外の言語を使うことが多い」と回答した層を「外国ルーツあり」の層として、「外国ルーツあり」の層が抱える課題について、分析しました。

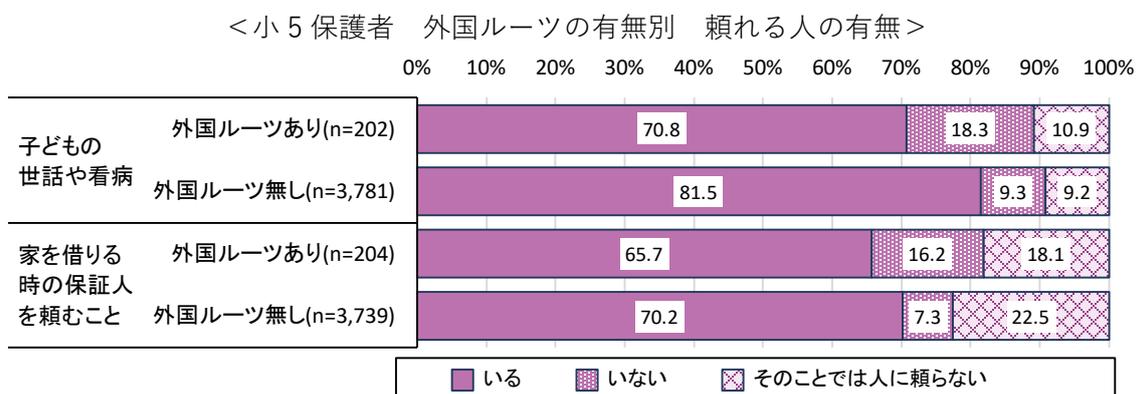
小学5年生の保護者に家庭内の使用言語を尋ねたところ、ふだん家庭で日本語以外の言語を使用している割合¹⁷は5.2%となっています。



① 外国のルーツの有無別・保護者が頼れる人の有無

小学5年生の保護者のうち、家庭内でふだん日本語以外の言語を使用している「外国ルーツあり」の層に着目して、保護者の頼れる人の有無の回答を分析しました。

「子どもの世話や看病」で頼れる人がいないと回答した割合は、「外国ルーツあり」の層では18.3%となっています。また、「家を借りる時の保証人を頼むこと」で頼れる人がいないと回答した割合は、外国ルーツありの層では16.2%となっています。外国にルーツがある家庭では保護者が周囲に頼れる人が相対的に少なく孤立する可能性が相対的に高いことがうかがわれます。



¹⁷ 「日本語以外の言語を使用しているが、日本語の方が多い」もしくは「日本語以外の言語を使うことが多い」と回答した割合を集計

② 外国につながる世帯の状況

支援者ヒアリングでは、外国につながる世帯の支援対象者が増加しているという声が聞かれました。外国につながる世帯が抱える課題として、日本語の理解力が乏しいことに起因して、支援等の情報にアクセスしにくいこと、日本語の書類手続きが困難で子どもが通訳になる場合もあること、親子や夫婦間で十分な意思疎通ができないケースがあること、保護者の正規就労が困難な傾向があること等が挙げられました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：外国につながる世帯に関する状況

【支援が必要な外国につながる世帯の増加】

- 外国にルーツを持つ方の相談は非常に増えている。外国籍でシングルマザーの方からの相談は少なくない。

【支援等の情報へのアクセス】

- 両親ともに外国籍で日本語の理解が不十分かつ日本人との交流がない家庭では、福祉サービスの情報、進路情報、区の情報等が行き届いていない場合がある。

【日本語の読み書き、書類手続きの困難】

- 日本語を話せても読むことができない保護者があり、学校からの案内や提出物の内容がわからない場合がある。保護者の日本語の理解が乏しく、子どもが通訳になる場合や保護者が書く書類を子どもが書くことがある。日本語書類の記入が困難など、手続きに苦労されている方が多いと感じる。

【親子関係、夫婦関係の課題】

- 言葉の壁から孤独感、疎外感を持つ方が多い。そのイライラから夫婦げんかの増加や子どもへの不適切な対応があり通告される傾向がある。

【世帯の孤立傾向・周囲とのコミュニケーションの課題】

- 外国籍や外国につながる世帯が抱える困難として、日本語の理解が困難な為、コミュニケーションに課題が生じやすく、孤立しやすい傾向がある。また、頼れる身内がない。
- 言語の違いにより、保護者の意向が学校等に伝わらない。また学校の意向が保護者に伝わらない。
- 保護者が“日本での普通・常識”がわからないため、児童が集団にうまくついていけない状況に陥りやすい。

【保護者の就労に関する困難】

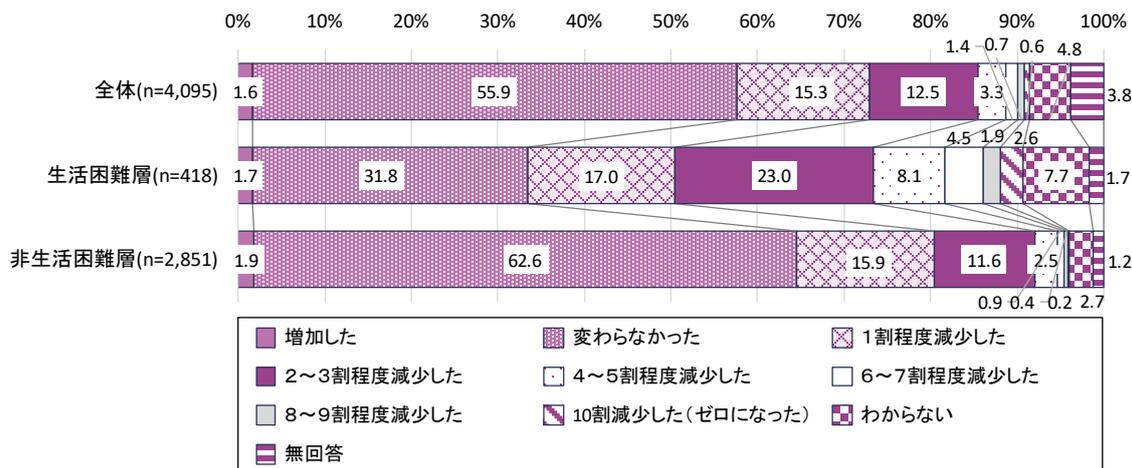
- 就労制限のある在留資格の方は、コロナ禍では転職の選択肢が非常に限定される。
- 正規雇用が難しい方が多い印象がある。また、解雇などで突然生活に支障をきたすことがある。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

① 小学5年生の子どもがいる世帯の月間収入の変化

小学5年生のいる保護者に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言¹⁸発令の前後で世帯の月間収入が最大でどれくらい変わったかを尋ねたところ、「減少した」という回答を合わせた割合は、全体では33.8%、生活困難層では57.1%となっています。また、月間収入が最大で4割以上減少した世帯の割合¹⁹は、全体では6.0%、生活困難層では17.1%となっています。

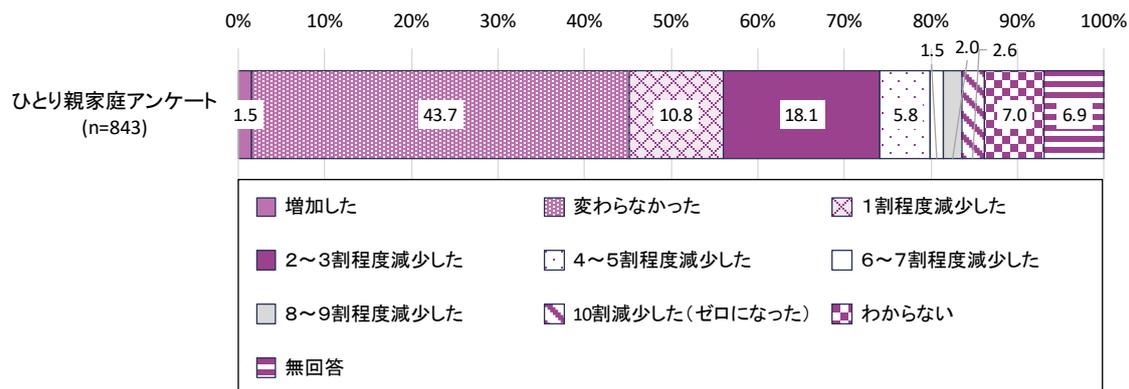
<小5保護者 新型コロナウイルス感染症拡大による月間収入の変化>



② ひとり親世帯の月間収入の変化

児童育成手当を受給するひとり親世帯に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言²⁰発令の前後で世帯の月間収入が最大でどれくらい変わったかを尋ねたところ、「減少した」という回答を合わせた割合は、40.8%となっています。また、月間収入が最大で4割以上減少した世帯の割合は、11.9%となっています。

<ひとり親家庭 新型コロナウイルス感染症拡大による月間収入の変化>



¹⁸ 小5保護者アンケートは、令和2年9月16日~10月16日の期間に実施されたため、ここでいう緊急事態宣言は、令和2年4月7日~5月25日の期間に東京都で発令されていた緊急事態宣言を指します。

¹⁹ 「4~5割程度減少した」「6~7割程度減少した」「8~9割程度減少した」「10割減少した(ゼロになった)」の回答を合わせた割合

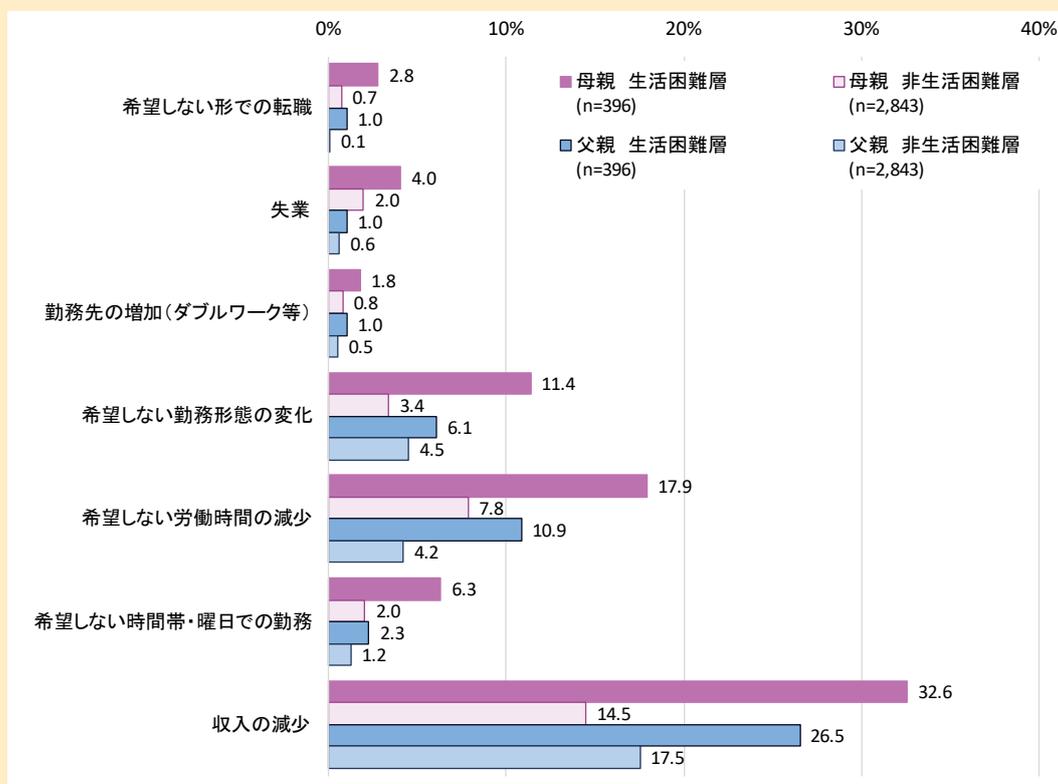
²⁰ ひとり親家庭アンケートは、令和2年9月4日~9月25日の期間に実施されたため、ここでいう緊急事態宣言は、令和2年4月7日~5月25日の期間に東京都で発令されていた緊急事態宣言を指します。

コラム 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年2月から拡大した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、大田区における子どもと家族にも大きな影響を及ぼしました。特に、同年2月から5月末にかけての教育施設や保育施設の臨時休業は、子どもの生活を激変させました。緊急事態宣言の発令や子どもの学校の休業によって、就労している保護者の多くは、休職や休業をし、収入も減少しました。中には、仕事を失った人や、希望しない就労時間の減少、希望しない勤務形態の変化を余儀なくされた保護者もいます。しかし、このような保護者の就労状況や収入の変化は、すべての保護者に均等に起こったわけではありません。正規職員の方は休職しても、収入には変化がなく、非正規職員の方は就業時間が少なくなると同時に収入も減ったと考えられます。自営業の方は、就業時間も変わらず、休業もしなくても、収入が減少した人も多いでしょう。

同年9月に区立小学校に通うすべての小学5年生とその保護者に対して行われた大田区「子どもの生活実態調査」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による親の就業状況や収入の変化、また、3か月にわたる臨時休業による子どもの生活の変化を聞いています。大田区の小学5年生の保護者のコロナ禍による就労と収入の影響を見ると（図1）、転職、失業、労働時間の減少などは、父親にも母親にも起こっており、また、生活困難層の方が非生活困難層に比べ高い割合で起こっていることがわかります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、そもそも生活の厳しい層により大きなインパクトを与えたのです。

< 図1 小5保護者 生活困難度別の親の就労状況の変化 >

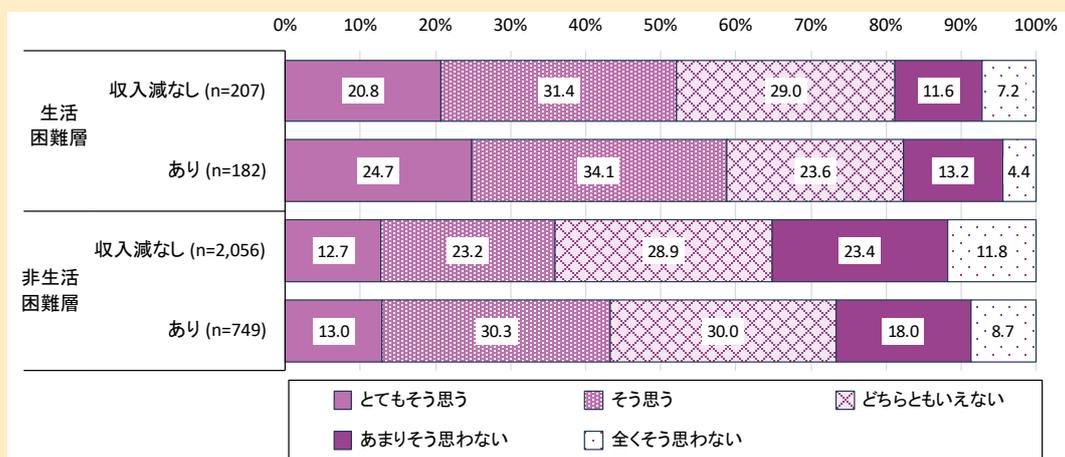


また、3か月にわたる学校の臨時休業も、子どもの生活に大きな変化をもたらしました。保護者の14%が、臨時休業によって「お子さんの学力が低下した」、52%が「お子さんがゲームやス

マホを見る時間が増えた」、18%が「お子さんが一人でいる時間が多すぎた」について「とてもそう思う」と答えています。また、「お子さんが不安を感じていた」「お子さんが寂しそうだった」「お子さんがイライラしていた」など、子どもの心理面での影響を懸念している方も多くありました。

このような臨時休業による子どもへの影響も世帯の状況によって異なります。例えば、学力の低下について見ると、まず、生活困難層と非生活困難層の間に差があり、生活困難層の方が「とてもそう思う」「そう思う」と答えており、また、それぞれの層の中でも新型コロナウイルス感染症拡大による収入減があった世帯の方がなかった世帯よりもその傾向が強いです。結果として、生活困難層の収入減があった世帯と、非生活困難層の収入減がなかった世帯の間の差は大きくなっています。そもそも、図1で見たように、収入減も生活困難層に多く発生しているので、このことはすなわち子ども間の学力の差が広がったことを意味しています。

<図2 小5 保護者 公立小学校臨時休業によって「お子さんの学力が低下した」と思うか>
(生活困難度別、収入減の有無別)

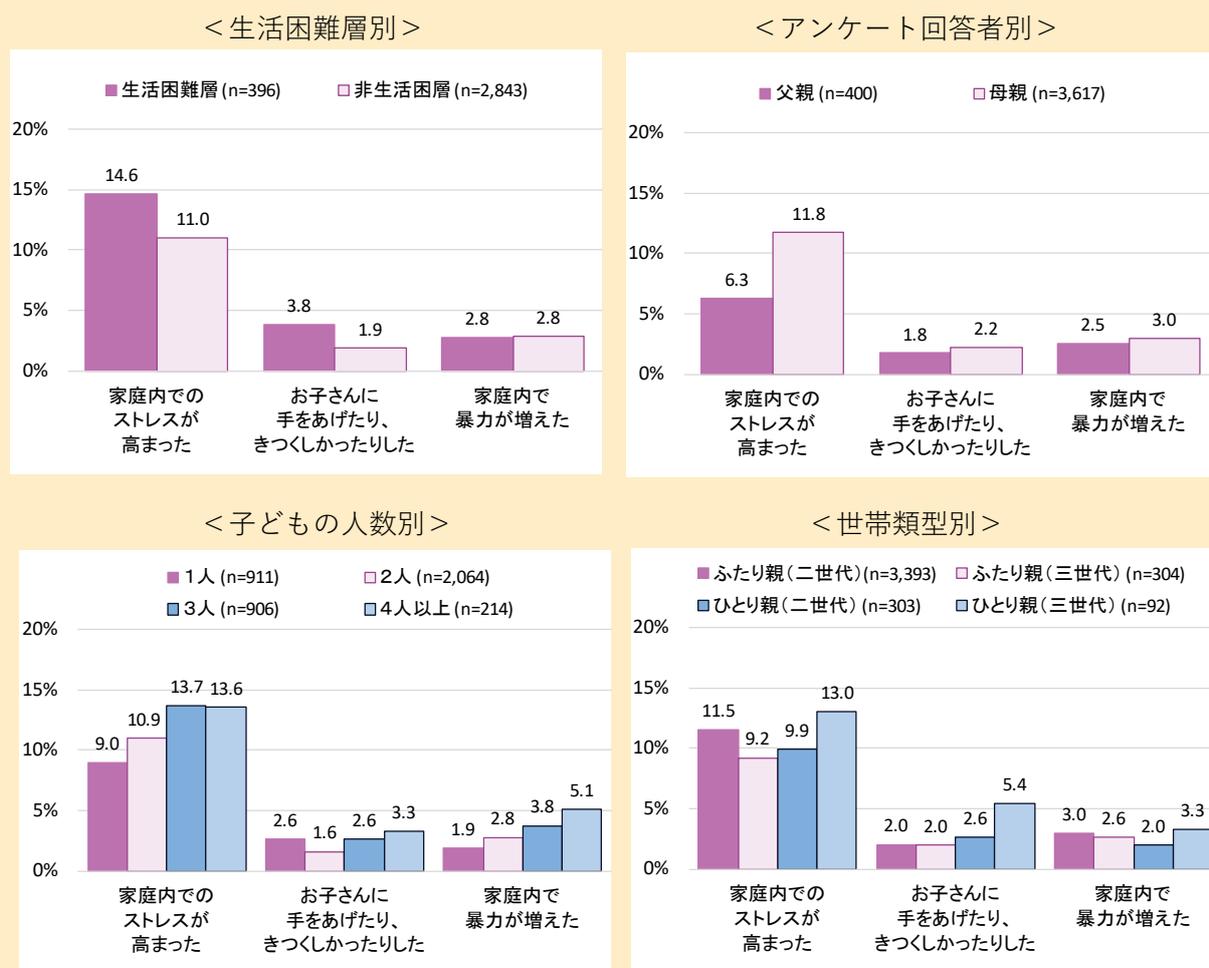


※ 生活困難層における収入減の有無別の差は統計的に有意ではない。
 ※ ここでの収入減とは、母親が父親の就労による収入減の有無を指している。

就労状況の変化や収入の減少といった経済的打撃、また、臨時休業やテレワーク等の家庭環境の急変は、子どもの学力だけではなく、家庭内における保護者のストレスを増加させ、最悪の場合、子どもへの養育態度にも影響します。本調査では、コロナ禍における家庭内の影響として「家庭内でのストレスが高まった」「お子さんに手をあげたり、きつくしかったりした」「家庭内で暴力が増えた」について聞いています。これらに「とてもそう思う」（暴力はこれに加えて「そう思う」）と答えた割合は、全体では11.3%、2.1%、2.9%となっていますが、世帯の状況別に見ると、生活困難層では非生活困難層より「家庭内でのストレスが高まった」と「お子さんに手をあげたり、きつくしかったりした」で高くなっています。また、母親は父親に比べてストレスを感じた割合が高く、父親の6%に比べ、12%となっています。子どもの数も、これら負の影響に関係しており、子どもの数が多いほど「家庭内でのストレスが高まった」や「お子さんに手をあげたり、きつくしかったりした」、「家庭内で暴力が増えた」に「(とても) そう思う」と答えた保護者が多くなっています。世帯タイプでは、ひとり親（三世代）世帯が最も厳しい状況に置かれていました。ひとり親世帯においては、祖父母と同居しており、親以外の大人がいることが、必ずしも家庭内の環境の改善につながっていないことがわかります。

今回のような新型コロナウイルス感染症のパンデミックは今後も再来する可能性も高いと予想されています。子どもの貧困対策においては、経済的及び家庭内での影響の不均一性やそもそもの生活困難層への配慮を十分に考慮し、子どもたちをパンデミックの悪影響から守る対策を講じる必要があります。

<図3 小5 保護者 保家庭内のストレスが高まった」「お子さんに手をあげたり、きつくしかったりした」「家庭内の暴力が増えた」に「(とても) そう思う」と答えた割合>



東京都立大学教授 兼 子ども・若者貧困研究センター長
 おおた 子どもの生活応援プラン推進会議会長
 阿部 彩氏

③ 新型コロナウイルス感染症の影響

支援者ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症拡大が、子ども及び子育て世帯に及ぼしている影響についてお聴きしました。そこからは、生活困窮に陥る世帯が増加していること、家族の時間が増えたことがストレスになり家庭内問題が増加していること、外出ができずに、子どもの身体機能やコミュニケーション能力の成長に妨げが出ること、感染の不安で家に引きこもることで、親の心理状態が不安定になるケースがあることなどの指摘がありました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：新型コロナウイルス感染症の影響

【経済面の影響】

- コロナ禍による減収から、生活困窮に陥る世帯が増加している。経済面の不安が、生活の質の低下や、育児への余裕のなさにつながっていると感じる。
- コロナ禍以降は、特にひとり親世帯の生活困窮の度合いが深まっていると感じる。そして、経済的な要因や社会全体の不安拡大から、心理面の不安定につながり、DVやネグレクト等が増えていると思われる。
- 親の収入の減少から、子どもを塾に通わせられない世帯が出てきている。進学について心配する子どもも出ている状況。

【子どもの心理面、生活面、学習面への影響】

- 親が在宅勤務になったことで、子どもが「自分も家にいたい、学校に行きたくない」と思うケースがあった。
- 学習の機会や他児との交流の場が減少した。外出できないことから、身体機能やコミュニケーション能力の成長が妨げられている可能性がある。
- 子どもの成長のために色々な場所に行きたいが、感染リスクとのジレンマに悩む保護者は多い。
- マスクをしていることで口元が見えないからか、言語面等発達の遅い子どもが増えていると感じている。

【親の心理面、生活面への影響】

- コロナ禍を理由にして訪問を拒否され、家庭内の様子を確認できなくなるケースがある。
- 家族と一緒にいる時間が増えたことがストレスになり、DVなどの家庭内問題が増加している印象。
- 祖父母の支援を受けにくくなっている状況がよく見受けられる。そのことが、大人の手が必要な家庭状況においては、親の負担感を強める要因になっていると思われる。
- 感染の不安で家に引きこもることで、親の心理状態が不安定になるケースがある。

(8) 小5子どもアンケートにおける自由記述

小5子どもアンケートにおける小学5年生の自由記述では、アンケートの感想のほか、新型コロナウイルス感染症のためにストレスを抱えている様子がみられました。また、勉強や授業等に関する意見や、環境や児童虐待等の社会問題に関する意見、子どもへのかかわり方や友達等との関係に関する意見などがみられました。

<小5子ども アンケートの感想や大人に言いたいこと (自由記述) >²¹

順位	自由記述の分類	件数 (n=1,520)	割合 (%)
1	アンケートの感想	420	27.6%
2	新型コロナウイルス感染症	205	13.5%
3	勉強・授業・宿題	154	10.1%
4	社会問題	124	8.2%
5	子どもへの指導・かかわり方	106	7.0%
6	友達等との関係・いじめ	90	5.9%
7	学校のルール・設備・行事	84	5.5%
8	遊び、自由に関すること	78	5.1%
9	他者・社会・子どもへの配慮	77	5.1%
10	親・家族の関係	72	4.7%
11	平和・協調	70	4.6%
12	自分の持ち物等	68	4.5%
13	社会制度・政治	67	4.4%
14	将来のこと・目標・進路	64	4.2%
15	悩み事や相談先について	57	3.8%
16	犯罪・不正	44	2.9%
16	社会・大人の理不尽さ・不満	44	2.9%
18	学校の先生	41	2.7%
19	居場所	34	2.2%
20	大人への感謝・励まし	33	2.2%
21	公園・遊び場	32	2.1%
—	その他 (食・給食、幸福感、健康・体調 他)	182	12.0%
	意見の合計数	2,146	—

²¹ 回答内容から子どもの意見を分類し、設問 33 を回答した子どものうち 2 %以上が回答した意見 (上位 21 項目) を表に掲載しました。また、1 人の子どもの回答に複数の意見が記載されている場合、それぞれの意見について分類を行っています。そのため、子どもの回答件数 (1,520 件) と意見の合計数 (2,146 件) が一致していません。

上位 21 項目についての代表的な意見²²

(1) アンケートの感想

- このアンケートは自分で自分を見直せるので、すごくよいです。
- このアンケートですごく気持ちがすっきりしました。
- このアンケートで悩みをもっている人が少しでも解決できれば良いと思っている。

(2) 新型コロナウイルス感染症

- コロナのせいでイライラします。
- コロナウイルスの感染をおさえるためにみんなが協力してほしい。
- 子どもが我慢しているのに大人がいろいろな所に出かけているのはずるいと思う。

(3) 勉強・授業・宿題

- 学校で体を動かす時間をもうちょっと増してほしいです。
- 宿題がなかったらいいな…。
- 授業をオンラインで受けたい。字幕をつければ日本語が分からない子も日本で勉強できる！！

(4) 社会問題

- 環境問題についてちゃんと考えてほしい（プラゴミなど）。
- 虐待がなければいいな
- 性別で差別をしない。性別が関係のない世界になるといい。

(5) 子どもへの指導・かかわり方

- もっと優しくしてほしいな。
- 叱らないでなが悪かったかを考えさせてほしい。
- 学校ではいろんな人に声をかけてほしいし、困っていたら、声をかけてください。子どものことをちゃんと考えてください。

(6) 友達等との関係・いじめ

- 友達とずっと仲良くしたい。
- 友だちとの人間関係があまりうまくいってなくて悩んでいる。
- コロナのせいでいじめが多くなった。

(7) 学校のルール・設備・行事

- ランドセルが重いから、教科書を学校におきたい。

²² 代表的な意見を抜粋するにあたって、文意を損なわない程度に、一部文言を修正している意見があります。

- パソコンを一人一台にしてください。もっと子どものIT教育に力を入れてください²³。
- 学校がもう少し楽しくなってほしいです。

(8) 遊び・自由に関すること

- もっと自由な時間がほしい。
- 大人は世間の価値観に振り回されて子どもに我慢させる時がある。

(9) 他者・社会・子どもへの配慮

- インターネットでの誹謗中傷をやめてください。
- タバコを吸う大人は今すぐやめてほしい。まわりにも被害をあたえているのわかっていないんじゃないかと思う。
- ポイ捨てはダメ！

(10) 親・家族の関係

- 私は家族に大事にされていると思った。
- 妹とすぐケンカしてしまう。妹の気持ちが知りたい。
- 世の中の大人ではないが、親に自分の気持ちをわかってもらいたい。

(11) 平和・協調

- この世界がとても平和でみんなが幸せになり、笑顔があふれる世界にしたい。
- 子どもと大人がふれあう時間が増えると、世界平和につながると思う。

(12) 自分の持ち物等

- タブレットが自由に使えたらいいと思う。
- 本をもっと買ってほしいと思う。
- 自分の机がほしい。自分の部屋がほしい。

(13) 社会制度・政治

- 税金を無駄づかいしないで。
- 子どもも選挙に投票できたらいいなと思います。
- 子どもの声を聞いてください。

(14) 将来のこと・目標・進路

- 将来が少し不安です。
- ぼくは将来の夢をかなえるようにがんばりたいと思う。
- 将来の夢を考えてみようと思った。

²³ 令和3年2月までに区内全小学校児童に、令和3年5月に区内全中学校生徒を対象にタブレット端末を貸与し、全児童・生徒1人1台タブレット端末の環境を整備しました。

(15) 悩み事や相談先について

- 少し心配なことがあるけれど、選択肢などを見てみると、他にも相談できる人がいると思ったので、安心しました。
- 自分で悲しいと思うときや淋しいと思うときがあったら、紙に書いてボックスなどに入れて、カウンセラーの人の返事が届くシステムなどがあったら、誰でも安心して正直に言えると思いました。
- 誰でもいいとは言わないけど、信頼でき相談できる人がいたらしたい。
- 今はコロナで色々なことが制限されていてストレスがたまっている子も多いと思います（私も）。だから気軽に相談できる環境を作ってほしい。

(16) 犯罪・不正

- みんなが優しくなり、悪いことが起きない世の中になってほしい。
- 世の中の犯罪を減らしてほしい。それで、心配なく過ごす！！いやなニュース（事故・人に関係するこわい事件）を少しでもなくす。
- 大人で立派な人はいっぱいいる。いけないことをしてしまったり、人に嫌がらせをする大人は、もっと気持ちを変えてみてほしいと思った。

(16) 社会・大人の理不尽さ・不満

- 子どもや大人の権利は同じだと思う。みんな同じ立場で、大人だからやっていい訳ではない。
- なぜ大人は間違いを認めないのか聞きたいです。子どもの意見も聞いてほしいです。

(18) 学校の先生

- 先生といっしょに遊びたいなと思いました。
- もう少し生徒の話を聞いてほしいです。

(19) 居場所

- 私の家は共働きなので、習いごとがない平日に放課後夜までいることができる場所がほしいなと思いました。
- 子どもが子どもに、お互いの悩み事を言える場所があったらうれしいです。
- お兄さんやお姉さんが勉強を無料で教えてくれるなら、とてもやりたいです。

(20) 大人への感謝・励まし

- 大田区大好きです。ありがとうございます。
- お母さんお父さん、いつもごはんをつくってくれたり、ほしいものをたくさん買ってくれたり、いっしょに遊んでくれてありがとう。
- 大人の方々へ。大人のみなさんは世の中をよくしてくれてとてもすごいです。今、学校にかよっていること、勉強ができること、笑顔でいられることなど全てみなさんのおかげです。有り難うございます。

(21) 公園・遊び場

- ボール遊びができない公園が多いので、もっと遊びができる公園がふえればいいと思います。
- もっと公園を作ってほしいということです。その公園はふつうの公園ではなく、自然がたくさんあって、落ちつけるところです。なぜなら、宿題をやるときに自然を見て楽しみながらやりたいからです。
- 運動ができる場所をもっと増やしてほしいなと思いました。
- 遊ぶ場所が少なく、友達と遊びに出かけても、小さな公園で自分で持ってきた道具で遊んでいる。けれど、遊んでいて話したりしていると、近所のおじさんにしかられる。私達も少ない遊び場で工夫して楽しんでいることを知ってほしい。これ以上遊び場をうばわないでほしい。

5 2章のまとめ

(1) 実態調査のまとめ

① 経験・学力に関する状況

世帯の経済的な状況によって、子どもの学びや経験に差異が生じていることがうかがえました。また、相対的に授業理解度が低い子どもは自己肯定感が低いという傾向がみられました。

生活困窮世帯において、オンライン学習の環境や、家庭学習の場が整わないことで、学習時間や理解度の差異が拡大することが懸念されます。また、保護者の子どもの学習に対する関わり等にも、経済状況による差異が見られました。家庭の経済的な差異が、子どもの経験や学習の差異につながらないように、家庭への適切な支援や、家庭以外の場での支援が必要であると考えられます。

② 生活・健康に関する状況

前回調査と比較すると、世帯所得の上昇とともに、食料や衣類が買えない経験が過去1年の間でなかったと回答した割合は約7ポイント上昇しました。一方で、生活困難層の保護者に着目すると、気分障がい・不安障がいに対応する割合は、小学5年生の生活困難層の保護者の4人に1人、児童育成手当を受給するひとり親世帯の保護者の3人に1人となっています。

③ 居場所・包摂に関する状況

小学5年生の生活困難層の保護者は相対的に近所づきあいが希薄で、頼れる人が少ない傾向にあることがうかがえました。また、児童育成手当を受給するひとり親では、仕事や職業に活かせる資格取得支援、子どもの学習支援、子どもの送迎に関するニーズが高いことが分かりました。小学5年生の子どものうち、子どもの居場所の利用意向や関心のある割合は、回答割合が高い順に、「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」が約5割、「家の人がいなくて、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」「(学校以外で)なんでも相談できる場所」「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみってくれる場所」が4割を超えています。

また、アンケート調査結果から、不適切な育児のリスクが高い回答をした層ほど、保護者の抑うつ傾向の割合が高いことが把握されました。不適切な育児のリスクの程度に関わらず、学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーは、相談相手として最も強く認識されていることが把握されました。不適切な育児のリスクが高い状況から児童虐待につながることを懸念されます。国の子どもの貧困対策に関する大綱では、子どもの貧困対策が児童虐待の予防に資するとの観点から児童虐待防止分野との連携を図ることが重要であると指摘されていることから、子どもや家庭に関わる支援者の更なる連携が求められます。

子どもの生活応援に取り組む地域団体からは、活動・取組みによって、笑顔が増えた、子ども・保護者のコミュニケーション力の向上、将来への希望、様々な体験の機会等の好影響がもたらされたとの指摘がありました。

④ その他の課題

ア 複合課題を抱える世帯:小学5年生の保護者の回答を分析すると、生活困窮、高齢で介護が必要な方、障がいのある方、精神疾患のある方、引きこもりの方などを世話している世帯や、生活困窮世帯など、世帯が複数の課題を抱えている場合、課題を抱えていない世帯と比較して、公的機関に相談しないと回答した割合が高くなっており、社会的孤立の傾向がうかがわれました。支援者ヒアリングでは、生活困窮に加

えて、子どもの発達障がい、親の精神疾患、ネグレクト等の児童虐待など、複合的に課題を抱える世帯が増えており、課題が複数になるほど解決が困難で世帯が社会から孤立する傾向があるとの指摘がありました。複合的課題を抱える前の早期発見や早期支援の観点から、社会的孤立傾向のある世帯への早期のアプローチが重要です。

イ ヤングケアラーに関連する状況：厚生労働省によるとヤングケアラーの明確な定義が定まっておらず、アンケート調査から区のヤングケアラーの実態を把握することは難しいところですが、本調査では、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行い、負担を感じている子どもを、「毎日の家族の世話等に対する負担感あり」の層と捉えたところ、該当する小学5年生の割合は、3.0%となっています。これらの子どもは、相対的に心身の健康状態が良くない傾向や、学校の授業理解度が低い傾向にあることが分かりました。また、子どもの居場所や相談に関するニーズが高い傾向にあります。支援者ヒアリングでは、子ども本人が、自分の気持ちを伝えることや、家庭のことを相談することが難しいという指摘がありました。そのため、子どもの声を傾聴できるよう、心理職による関わりや、支援者との信頼関係の構築が重要です。

ウ 外国につながる世帯：小学5年生の保護者の回答結果によると、ふだん家庭で日本語以外の言語を使用している割合は5.2%でした。外国にルーツがある家庭では保護者が周囲に頼れる人が相対的に少なく、孤立する可能性が相対的に高いことがうかがわれます。支援者ヒアリングでは、外国にルーツがある保護者の日本語の理解力が乏しい場合、コミュニケーションに課題が生じやすく、支援等の情報にアクセスしにくいなど、孤立しやすい傾向があると聞かれました。具体的な困難として、日本語の書類手続きが困難であること、子どもが通訳になってしまうこと、親子や夫婦間で十分な意思疎通ができないこと、保護者の正規就労が困難な傾向がある等の様々な課題が挙げられました。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響：小学5年生の保護者の回答結果によると、小学5年生の子どもがいる家庭の約3割、生活困難層の家庭の半分以上で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の前後で、月間収入が減少していました。また、ひとり親家庭アンケートでは、収入が減少した割合は約4割となっていました。

東京都立大学の阿部彩教授の分析では、新型コロナウイルス感染症の拡大は、収入の減少に加えて、「希望しない労働時間の減少」や「希望しない勤務形態の変化」といった親の就労状況に影響を与えており、経済的に厳しい状況にある家庭ほどその影響が大きかったことが明らかになりました。また、収入の減少を経験した世帯では、そうでない世帯と比べ、公立小学校の臨時休業による子どもの学力への影響が大きかったことがわかりました。臨時休業は、「家庭内でのストレスが高まった」、「お子さんに手をあげたり、きつくしかったりした」、「家庭内で暴力が増えた」といった家庭の養育環境にも影響を与えており、世帯の経済的状況や子どもの人数、世帯類型によってその影響の大きさは異なっていました。子どもの貧困対策においては、経済的及び家庭内での影響の不均一性やそもそもの生活困難層への配慮を十分に考慮し、子どもたちをパンデミックの悪影響から守る対策を講じる必要があります。

⑤ 小5子どもアンケートにおける自由記述

自由記述では、アンケートの回答を通じて、日ごろの思いや気持ちを振り返り、表明できたことに対する肯定的な意見が多くみられました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもの活動に制限がかかり、ストレスを抱えている状況がみられました。また、学校生活に関わる具体的な要望や、子どもを取り巻く人間関係に関する要望が挙げられました。子どもが意見を表明し参加できる場をつくることは、子どもの権利の保障の観点からも重要です。

(2) 課題のまとめ

① 社会情勢等この間の変化

本章1子どもに関連する状況からは、この間大田区においては、18歳未満の子どもの人口が減少に転じる一方で、児童虐待の相談件数の増加、不登校の児童・生徒の出現率の増加、発達障がい児²⁴や精神障がい児・者²⁵が増加しています。大人に比べ、自らの意見を発したり、支援を求めることが難しい子どもの最善の利益を保障する観点から、より一層、様々な課題を抱えた子どもたちを含めた、すべての子どもの声に耳を傾けることが、重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をみると、この間の生活困窮家庭への様々な施策もあり、令和2年度時点では生活保護世帯数や児童扶養手当受給世帯数は増加には転じていません。一方でその影響は、経済基盤の脆弱な世帯に対して生活困窮の度合いを深め、支援につながりにくい世帯が地域社会からの一層の孤独・孤立を深めていると考えられます。生活困窮等の複合課題を抱えた家庭や子どもに対して、新型コロナウイルス感染症による影響が継続することが懸念されます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響等の調査から見えた課題

子どもの生活実態に関するアンケートの結果からは、生活困難層の割合が低下した一方で、子どもを取り巻く環境が厳しくなっているのではないかと思われる結果がみられました。一例として、前回調査に比べ、子どもが将来の夢があると回答した割合が減少し、自分だけの本や自分専用の勉強机などを子どもが持っていないと回答した割合が増加しました。また、授業理解度が低い子どもは、自己肯定感が低い傾向にあり、また生活困窮等の困難な状況にある保護者は、抑うつ傾向ありの割合が高いことがわかりました。加えて、課題を抱えた世帯ほど、公的機関に相談しない傾向がみられました。

ヒアリング調査からは、生活困窮と子どもの発達障がいや親の精神疾患が重なった複合課題を抱えた家庭や、外国ルーツの子育て家庭で問題が深刻化している状況などが課題として見えました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、非生活困難層と比較して生活困難層やひとり親家庭において世帯収入が減少した割合が大きくなっています。ヒアリング調査においても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯の収入の減少や子どもや保護者が抱えるストレスの増加による心理面への影響や家族関係の悪化などの影響が生じたことがわかりました。

これらのことから、生活困難層の割合が大きく減少した一方で、今後区における子どもや子育て家庭の状況が厳しい状況に向かっていく可能性があるという認識に立ち、本計画（令和4年度～8年度）において、子どもの生活応援への取組みをさらに強化・推進していきます。

²⁴ 発達障がい児数は、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービスなど）の利用に際して交付される通所受給者証を持っている方の人数で把握

²⁵ 精神障がい児・者数は、精神障害者保健福祉手帳を持っている方の人数で把握

6 施策展開の方向性

第1章の計画の目的、計画の背景、第1期計画期間の振り返り、第2章の子どもに関連する状況やアンケート調査及びヒアリング調査から把握した大田区の子どもや家庭の実態から、第3章の「区のめざす姿」、「4つの視点」を再検討しました。これらをふまえ、3つの柱に沿った施策体系を定め、子どもや家庭の生活実態から把握した課題を解決するために、多様な施策を実施します。

第1期計画において、相対的貧困家庭で抱える課題は「行政や地域から見えにくく」、またそのような家庭は「社会から孤独化・孤立化しやすい」という課題意識のもと子どもの貧困対策に取り組んできました。

さらに、子どもを取り巻く課題について、困難を抱える子どもや家庭に思いを寄せる区民や地域の活動団体と共有し、共通認識を持つことが、行政と地域が力を合わせる基盤として必要だと考えます。区は、地域と連携して、困難な状況に置かれた子どもや家庭に必要な支援を届けることができるよう、行動（アクション）に結び付く計画の策定をめざします。

子どもの貧困対策は、生活困窮に起因する様々な課題への支援とともに、学習・経験の機会の側面や、子どもの生活環境（家庭、学校、地域）に、誰一人取り残さない温かく包みこむような支援や信頼できる関係性、安心できる居場所があるという社会的包摂の側面から（3つの柱）、推進することが重要です。

行政等の包括的相談支援と地域づくりの両面から必要な環境整備を進め、重層的に子どもの貧困対策を推進します。

家庭、学校、地域、行政がつながり、地域における支援者のネットワーク強化を進め
子どもが夢や希望を持つことができる地域共生社会の実現をめざします

